

未収債権の目標及び具体処理策の一覧

所属名:こども青少年局

頁	整理番号	債権名	所管部署 (連絡先)
2	010	幼稚園保育料	子育て支援部 管理課(電話 6208-8165)
4	020	延長保育利用料	保育施策部 保育所運営課(電話 6208-8167)
6	030	保育所保育料	保育施策部 保育企画課(電話 6208-8106)
8	031	保育所運営費及び委託費等返還金	保育施策部 保育企画課(電話 6208-8037)
10	032	職員配置不足に伴う大阪市職員(保育士)にかかる人件費請求金	保育施策部 保育企画課(電話 6208-8335)
12	040	児童福祉施設徴収金	子育て支援部 こども家庭課(電話 6208-8355)
14	50・51	児童扶養手当返還金	子育て支援部 こども家庭課(電話 6208-8034)
16	070	通勤災害損害賠償金	企画部 総務課(電話 6208-8117)
18	080	児童手当(旧法)返還金(過誤分)	子育て支援部 管理課(電話 6208-8111)
20	090	児童手当(旧法)返還金(不正利得分)	子育て支援部 管理課(電話 6208-8111)
22	100	児童手当(新法)返還金(過誤分)	子育て支援部 管理課(電話 6208-8111)
24	110	児童手当(新法)返還金(不正利得分)	子育て支援部 管理課(電話 6208-8111)
26	120	非常勤嘱託職員保険料過年度戻入	保育施策部 保育所運営課(電話 6208-8167)
28	140	ひとり親家庭医療費助成返還金	子育て支援部 こども家庭課(電話 6208-7972)
30	150	乳幼児医療費助成返還金	子育て支援部 こども家庭課(電話 6208-7972)
32	160	子ども手当返還金(過誤分)	子育て支援部 管理課(電話 6208-8111)
34	170	子ども手当返還金(不正利得分)	子育て支援部 管理課(電話 6208-8111)
36	180	母子父子寡婦福祉貸付金	子育て支援部 こども家庭課(電話 6208-8035)
38	190	土地賃貸料	企画部 経理・企画課(電話 6208-8169)
40	200	幼稚園一時預かり利用料	子育て支援部 管理課(電話 6208-8165)
42	210	子育て世帯臨時特例給付金返還金	子育て支援部 管理課(電話 6208-8111)
44	220	賃料相当損害金等	企画部 経理・企画課(電話 6208-8169)
46	230	塾代助成事業交付金返還金(過誤分)	企画部 青少年課(6208-8160)

未収債権の目標及び具体処理策

所属	こども青少年局	課・担当	管理課(幼稚園運営企画グループ)	債権整理番号(3ケタ)	010	債権名	幼稚園保育料	債権区分	非強制徴収債権(非強公)
----	---------	------	------------------	-------------	-----	-----	--------	------	--------------

1. 30年度の未収金残高目標の達成状況

過年度	B1	現年度	A	合計(過年度+現年度)	B1	「A」… 目標を達成、「B1」… 取組は予定通り実施したが、目標は未達、「B2」… 取組を予定通り実施できず、目標も未達 「-」… 30年度途中に債権が新規発生したことにより目標設定していなかった場合など
-----	----	-----	---	-------------	----	---

2. 未収金残高の推移(実績及び目標)

(単位:千円)

	過年度分									現年度分							合計		
	前年度からの調定繰越額	年度中の調定変更額	調定額(過年度分)	徴収額(過年度分)	不納欠損額(過年度分)	未収金解消額(過年度分)	翌年度調定繰越額(過年度分)	過年度徴収率	過年度整理率	年間調定額(現年度分)	徴収額(現年度分)	不納欠損額(現年度分)	整理額(現年度分)	翌年度調定繰越額(現年度分)	現年度徴収率	現年度整理率	合計徴収率	合計整理率	年度末未収金残高
	ア =前年度のテ	イ	ウ =ア-イ	エ	オ	カ =イ+エ+オ	キ =ア-カ	ク =エ÷ウ	ケ =カ÷ア	コ	サ	シ	ス =サ+シ	セ =コ-ス	ソ =サ÷コ	タ =ス÷コ	チ =(エ+サ)÷(ウ+コ)	ツ =(カ+ス)÷(ア+コ)	テ =キ+セ
平28実績	2,010	0	2,010	267	746	1,013	997	13.3%	50.4%	282,052	281,845	0	281,845	207	99.9%	99.9%	99.3%	99.6%	1,204
平29実績	1,204	71	1,133	83	486	640	564	7.3%	53.2%	86,298	86,241	0	86,241	57	99.9%	99.9%	98.7%	99.3%	621
平30当初目標	548	0	548	105	48	153	395	19.2%	27.9%	91,800	91,708	0	91,708	92	99.9%	99.9%	99.4%	99.5%	487
平30実績	621	0	621	56	49	105	516	9.0%	16.9%	86,801	86,801	0	86,801	0	100.0%	100.0%	99.4%	99.4%	516
令元当初目標	487	0	487	93	131	224	263	19.1%	46.0%	91,800	91,708	0	91,708	92	99.9%	99.9%	99.5%	99.6%	355
令元努力目標	516	0	516	114	196	310	206	22.1%	60.1%	0	0	0	0	0	-	-	22.1%	60.1%	206
令2当初目標	206	0	206	45	161	206	0	21.8%	100.0%	0	0	0	0	0	-	-	21.8%	100.0%	0

3. 30年度決算における未収債権の状況(件数、未収金残高、債務者数)

(残高の単位:千円)

旧分類	回収債権									整理債権							合計 ①~⑯					
	③-C	③-D	③-E, F	③-G	①	②-A		②-B	③-H	④	⑨、⑩	⑧		⑤	⑦	⑥						
	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩	⑪	⑫	⑬	⑭	⑮	⑯						
状況	強制公	滞納発生直後のもの(督促状未送付のもの)	督促状送付後、各種催告中又は納付交渉中のもの	督促状送付後、各種処分に向けて、財産調査中又は行方不明等で所在など調査中	差押手続中のもの又は交付要求中のもの	差押え後、換価手続中のもの又は換価予定のもの	換価猶予等又は履行延期の特約等又は分納誓約により、分割納付中であり、現在の分割納付額で、10年以内の完納見込があるもの	換価猶予等又は履行延期の特約等又は分納誓約により、分割納付中であり、現在の分割納付額では、完納まで10年以上要するもの	換価猶予等又は履行延期の特約等により、債務者の資力回復を待つため、納付を猶予(期限延長)しているもの	換価猶予等又は履行延期の特約等又は分納誓約を行ったが、分割納付の履行が滞り、再度、納付交渉中のもの	回収債権①~⑨計	差押えを行ったが、換価見込のないもの又は換価済だが、未収金が残り、回収見込みのないもの	債務名義を取得したが、債務者の財産少額により、強制執行見込のないもの	所在など調査後、なお、行方不明等又は相続人調査後、なお、相続人が未確定であるが、停止の判断に至れていないもの	債務者の代理人から破産免責決定を受けたもの	債務者が破産手続中のもの	法に基づく滞納処分の停止の決議を行っているもの	法に基づく徴収停止の決議を行っているもの	債務者が生活困窮中だが、債権の特性上、停止の決議を行えないもの	債務者が無資力だが、納付交渉に応じず、履行延期の特約等を行えないもの	消滅時効期間が経過しているもの	整理債権⑩~⑯計
	非強公・私債権			債務名義の取得のため法的手続中のもの	債務名義の取得後、強制執行中又は強制執行予定のもの																	
過年度	件数		9							9				4							4	13
過年度	残高		353							353				163							163	516
現年度	件数									0											0	0
現年度	残高									0											0	0

【未収債権の件数及び債務者数並びに分類の考え方】
 ① 未収債権の件数は、原則、調定件数とする。調定をまとめて行っている場合は、事実上の債権の件数とする。(例: 毎月の定期給付債権の場合、1人の債務者につき、1年間で12件の債権が発生していることとなる。)
 ② 1つの債権に、連帯債務者や連帯保証人が設定されている場合であっても、調査票上、未収債権の件数は1件、債務者数は1人と考え、3の表は、未収債権の状況の進捗が最も進んでいる者の状況で分類する。
 ③ 債務者が死亡した場合、相続人が複数いる場合、相続割合に従い、債務が相続される(債務が分割して相続される)が、調査票上、未収債権の件数は1件、債務者数は1人と考える。それぞれの相続人で、未収債権の状況が異なっている場合、3の表は、相続された債務額の最も大きい相続人の状況で分類する。同額の場合は、未収債権の状況の進捗が最も進んでいる者の状況で分類する。
 ※ 未収債権の進捗状況 … ① → ② → ③ ⇒ 回収債権: (④ → ⑤) 又は ⑥ 又は ⑦ 又は ⑧ 又は ⑨ / 整理債権: { (⑩ 又は ⑪ 又は ⑫ → ⑬) } → ⑭ } 又は ⑮ → ⑯

30年度末時点の債務者数	13	過年度件数計+現年度件数計=30年度年度末未収金件数	13
	人	過年度残高計+現年度残高計=30年度年度末未収金残高(上記2の表のテ)	516

4. 30年度の取組内容の検証など

	過年度	現年度
取組内容	<ul style="list-style-type: none"> 卒園・退園時に未納がある場合、督促状により通知し、債務確認をさせるとともに、分納誓約を行うなど、収納の確保。 引き続き、支払いがない場合、催告書の送付、園長による電話や訪問など、収納の確保。 	<ul style="list-style-type: none"> 新入園児への口座振替の勧奨、平成22年度から口座振替納付制度導入。 口座振替不能者に対する早期の納付督促。 園児の送迎の際に、保育料未納の保護者に対し、直接対面による督促。 入園時等に保護者に対しての保育料口座振替制度の説明、経済的に納付困難な世帯には、保育料の減免制度、生活保護制度などを周知。 3ヶ月以上未納の場合、園長が面談を行い、納付を促すとともに、一括納付が困難な場合については、分納誓約を行うなど収納確保。 年度途中で退園した未納者等には、児童手当からの直接徴収を行えるよう、納付交渉時の申請書徴収。
取組実績	<ul style="list-style-type: none"> 前年度に卒園・退園し、未納がある場合、督促状通知による債務確認、分納誓約を行った。 前々年度以前賦課分の未納者には、催告書の送付、園長による電話や訪問や児童手当からの直接徴収の申請を求めたが、その理由が居所不明(もしくは連絡不能)や生活困窮によるものが多く、納付に至っていない。 	<ul style="list-style-type: none"> 平成22年度から口座振替納付制度を導入、新入園児に対する口座振替の勧奨と合わせて滞納状況によっては法的措置もある旨をあわせて周知し、加入率が約98%となっている。 ①口座振替不納者に対する早期の納付督促、②保育料未納者への直接対面による督促、③経済的に納付困難な世帯への保育料の減免制度、生活保護制度などを周知、④3ヶ月以上未納の場合で一括納付が困難な場合については、分納誓約を行うなどにより、徴収率が99%を超えている。
課題	<ul style="list-style-type: none"> 平成26年以前分(過年度分の約60%を占める)については、海外への出国など所在不明により回収に至っていないものや生活困窮などにより回収には至っていない。 	<p>目標率は99.9%であり、実績についても目標率を達成していることから、従来の取組を着実に行うことが重要である。特に課題はないと考えている。</p>
改善策	<ul style="list-style-type: none"> 卒園(退園も含む)することにより、保護者との接触を図ることが困難になるため、在園時に完納させることはもとより、卒園時に児童手当からの直接徴収にかかる申請書を徴収等、継続できる取組を行う必要がある。 居所不明者の再調査や生活困窮者への経済状況の再聴取等を行う。 	<p>特になし</p>

5. 令和元年度の取組内容 (1.「30年度の未収金残高目標の達成状況」及び4.「30年度の取組内容の検証など」の内容を踏まえて記載すること)

	過年度	現年度
取組内容	<ul style="list-style-type: none"> 卒園・退園時に未納がある場合、督促状により通知し、債務確認をさせるとともに、分納誓約など収納の確保。 引き続き、支払いがない場合、催告書の送付、園長による電話や訪問など、収納の確保。 年度途中で退園した未納者等には、児童手当からの直接徴収を行えるよう、納付交渉時に申請書を徴収。 居所不明者の再調査や生活困窮者への経済状況の再聴取等による現状把握。 	<ul style="list-style-type: none"> 新入園児に対する口座振替の勧奨(平成22年度から口座振替納付制度導入)。 口座振替不納者に対する早期の納付督促。 園児の送迎の際に、保育料未納の保護者に対し、直接対面による督促。 入園時等に保護者に対しての保育料口座振替制度の説明、経済的に納付困難な世帯には、生活保護制度などを周知とあわせ、滞納状況によっては法的措置もある旨を周知。 3ヶ月以上未納の場合、園長が面談を行い、納付を促すとともに、一括納付が困難な場合は、分納誓約を行うなど収納確保。 年度途中で退園した未納者等には、児童手当からの直接徴収を行えるよう、納付交渉時に申請書を徴収。

未収債権の目標及び具体処理策

所属	こども青少年局	課・担当	保育所運営課	債権整理番号(3ケタ)	020	債権名	延長保育利用料	債権区分	私債権
----	---------	------	--------	-------------	-----	-----	---------	------	-----

1. 30年度の未収金残高目標の達成状況

過年度	B1	現年度	A	合計(過年度+現年度)	B1	「A」… 目標を達成、「B1」… 取組は予定通り実施したが、目標は未達、「B2」… 取組を予定通り実施できず、目標も未達 「ー」… 30年度途中に債権が新規発生したことにより目標設定していなかった場合など
-----	----	-----	---	-------------	----	---

2. 未収金残高の推移(実績及び目標)

	過年度分									現年度分						合計			
	前年度からの調定繰越額	年度中の調定変更額	調定額(過年度分)	徴収額(過年度分)	不納欠損額(過年度分)	未収金解消額(過年度分)	翌年度調定繰越額(過年度分)	過年度徴収率	過年度整理率	年間調定額(現年度分)	徴収額(現年度分)	不納欠損額(現年度分)	整理額(現年度分)	翌年度調定繰越額(現年度分)	現年度徴収率	現年度整理率	合計徴収率	合計整理率	年度末未収金残高
	ア =前年度のテ	イ	ウ =ア-イ	エ	オ	カ =イ+エ+オ	キ =ア-カ	ク =エ÷ウ	ケ =カ÷ア	コ	サ	シ	ス =サ+シ	セ =コ-ス	ソ =サ÷コ	タ =ス÷コ	チ =(エ+サ)÷(ウ+コ)	ツ =(カ+ス)÷(ア+コ)	テ =キ+セ
平28実績	1,505	0	1,505	0	0	0	1,505	0.0%	0.0%	9,697	9,697	0	9,697	0	100.0%	100.0%	86.6%	86.6%	1,505
平29実績	1,505	0	1,505	174	0	174	1,331	11.6%	11.6%	10,509	10,509	0	10,509	0	100.0%	100.0%	88.9%	88.9%	1,331
平30当初目標	1,302	0	1,302	29	0	29	1,273	2.2%	2.2%	11,107	11,107	0	11,107	0	100.0%	100.0%	89.7%	89.7%	1,273
平30実績	1,331	0	1,331	12	0	12	1,319	0.9%	0.9%	9,621	9,621	0	9,621	0	100.0%	100.0%	88.0%	88.0%	1,319
令元当初目標	1,273	0	1,273	29	0	29	1,244	2.3%	2.3%	10,700	10,700	0	10,700	0	100.0%	100.0%	89.6%	89.6%	1,244
令元努力目標	1,319	0	1,319	12	0	12	1,307	0.9%	0.9%	0	0	0	0	0	-	-	0.9%	0.9%	1,307
令2当初目標	1,307	0	1,307	12	0	12	1,295	0.9%	0.9%	10,700	10,700	0	10,700	0	100.0%	100.0%	89.2%	89.2%	1,295

3. 30年度決算における未収債権の状況(件数、未収金残高、債務者数)

旧分類	回収債権									整理債権							合計 ①~⑯						
	③-C	③-D	③-E, F	③-G	①	②-A		②-B	③-H	④	⑨、⑩	⑧		⑤	⑦	⑥							
	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩	⑪	⑫	⑬	⑭	⑮	⑯							
状況	強制公	滞納発生直後のもの(督促状未送付のもの)	督促状送付後、各種催告中又は納付交渉中のもの	督促状送付後、各種処分に向けて、財産調査中又は行方不明等で所在など調査中	差押手続中のもの又は交付要求中のもの	差押え後、換価手続中のもの又は換価予定のもの	換価猶予等又は履行延期の特約等又は分納誓約により、分割納付中であり、現在の分割納付額で、10年以内の完納見込があるもの	換価猶予等又は履行延期の特約等又は分納誓約により、分割納付中であり、現在の分割納付額では、完納まで10年以上要するもの	換価猶予等又は履行延期の特約等により、債務者の資力回復を待つため、納付を猶予(期限延長)しているもの	換価猶予等又は履行延期の特約等又は分納誓約を行ったが、分割納付の履行が滞り、再度、納付交渉中のもの	回収債権①~⑨計	差押えを行ったが、換価見込のないもの又は換価済だが、未収金が残り、回収見込みのないもの	債務名義を取得したが、債務者の財産少額により、強制執行見込のないもの	所在など調査後、なお、行方不明等又は相続人調査後、なお、相続人が未確定であるが、停止の判断に至れていないもの	債務者の代理人から破産免責決定を受けたもの	債務者が破産手続中のもの	債務者が破産免責決定を受けたもの	法に基づく滞納処分の停止の決議を行っているもの	法に基づく徴収停止の決議を行っているもの	債務者が生活困窮中だが、債権の特性上、停止の決議を行えないもの	債務者が無資力だが、納付交渉に応じず、履行延期の特約等を行えないもの	消滅時効期間が経過しているもの	整理債権⑩~⑯計
	非強公・私債権			債務名義の取得のため法的手続中のもの	債務名義の取得後、強制執行中又は強制執行予定のもの																		
過年度	件数									0				34							421	455	455
	残高									0				99							1,220	1,319	1,319
現年度	件数									0												0	0
	残高									0												0	0

【未収債権の件数及び債務者数並びに分類の考え方】
 ① 未収債権の件数は、原則、調定件数とする。調定をまとめて行っている場合は、事実上の債権の件数とする。(例: 毎月の定期給付債権の場合、1人の債務者につき、1年間で12件の債権が発生していることとなる。)
 ② 1つの債権に、連帯債務者や連帯保証人が設定されている場合であっても、調査票上、未収債権の件数は1件、債務者数は1人と考え、3の表は、未収債権の状況の進捗が最も進んでいる者の状況で分類する。
 ③ 債務者が死亡した場合、相続人が複数いる場合、相続割合に従い、債務が相続される(債務が分割して相続される)が、調査票上、未収債権の件数は1件、債務者数は1人と考える。それぞれの相続人で、未収債権の状況が異なっている場合、3の表は、相続された債務額の最も大きい相続人の状況で分類する。同額の場合は、未収債権の状況の進捗が最も進んでいる者の状況で分類する。
 ※ 未収債権の進捗状況 … ① → ② → ③ ⇒ 回収債権: (④ → ⑤) 又は ⑥ 又は ⑦ 又は ⑧ 又は ⑨ / 整理債権: { (⑩ 又は ⑪ 又は ⑫ → ⑬) } → ⑭ } 又は ⑮ → ⑯

30年度末時点の債務者数	60	過年度件数計+現年度件数計=30年度年度末未収金件数 過年度残高計+現年度残高計=30年度年度末未収金残高(上記2の表のテ)	455
	人		1,319

4. 30年度の取組内容の検証など

	過年度	現年度
取組内容	滞納者に対して催告を行う。	保育所で直接納付勧奨を行う。
取組実績	一部納付あり。	現年度は未収金が発生しなかった。
課題	全ての債権が時効を経過している中、債務者の納付意識が低く、催告を行っても納付につながらない。また、所在不明者については、催告書の送付ができないため、債権放棄の検討が必要。	—
改善策	継続して催告を行い、納付を求めていく。	—

5. 令和元年度の取組内容（1.「30年度の未収金残高目標の達成状況」及び4.「30年度の取組内容の検証など」の内容を踏まえて記載すること）

	過年度	現年度
取組内容	定期的に催告を行うことにより、納付意識の向上に努める。	—

未収債権の目標及び具体処理策

所属	こども青少年局	課・担当	保育企画課(給付認定グループ)	債権整理番号(3ケタ)	030	債権名	保育所保育料	債権区分	強制徴収公債権(強制公)
----	---------	------	-----------------	-------------	-----	-----	--------	------	--------------

1. 30年度の未収金残高目標の達成状況

過年度	B1	現年度	B1	合計(過年度+現年度)	B1	「A」… 目標を達成、「B1」… 取組は予定通り実施したが、目標は未達、「B2」… 取組を予定通り実施できず、目標も未達 「ー」… 30年度途中で債権が新規発生したことにより目標設定していなかった場合など
-----	----	-----	----	-------------	----	---

2. 未収金残高の推移(実績及び目標)

(単位:千円)

	過年度分									現年度分							合計		
	前年度からの調定繰越額	年度中の調定変更額	調定額(過年度分)	徴収額(過年度分)	不納欠損額(過年度分)	未収金解消額(過年度分)	翌年度調定繰越額(過年度分)	過年度徴収率	過年度整理率	年間調定額(現年度分)	徴収額(現年度分)	不納欠損額(現年度分)	整理額(現年度分)	翌年度調定繰越額(現年度分)	現年度徴収率	現年度整理率	合計徴収率	合計整理率	年度末未収金残高
	ア =前年度のテ	イ	ウ =ア-イ	エ	オ	カ =イ+エ+オ	キ =ア-カ	ク =エ÷ウ	ケ =カ÷ア	コ	サ	シ	ス =サ+シ	セ =コ-ス	ソ =サ÷コ	タ =ス÷コ	チ =(エ+サ)÷(ウ+コ)	ツ =(カ+ス)÷(ア+コ)	テ =キ+セ
平28実績	383,309	0	383,309	165,312	51,703	217,015	166,294	43.1%	56.6%	9,238,565	9,152,941	0	9,152,941	85,624	99.1%	99.1%	96.8%	97.4%	251,918
平29実績	251,918	-161,344	413,262	122,638	66,242	27,536	224,382	29.7%	10.9%	8,653,005	8,555,023	0	8,555,023	97,982	98.9%	98.9%	95.7%	96.4%	322,364
平30当初目標	238,126	0	238,126	89,774	15,002	104,776	133,350	37.7%	44.0%	9,391,764	9,307,238	0	9,307,238	84,526	99.1%	99.1%	97.6%	97.7%	217,876
平30実績	322,364	7,221	315,143	104,786	25,282	137,289	185,075	33.3%	42.6%	9,222,892	9,121,260	0	9,121,260	101,632	98.9%	98.9%	96.7%	97.0%	286,707
令元当初目標	217,876	0	217,876	82,139	14,761	96,900	120,976	37.7%	44.5%	9,387,286	9,302,800	0	9,302,800	84,486	99.1%	99.1%	97.7%	97.9%	205,462
令元努力目標	286,707	0	286,707	114,109	22,650	136,759	149,948	39.8%	47.7%	6,936,947	6,881,451	0	6,881,451	55,496	99.2%	99.2%	96.8%	97.2%	205,444
令2当初目標	205,444	0	205,444	71,032	17,005	88,037	117,407	34.6%	42.9%	5,651,710	5,595,193	0	5,595,193	56,517	99.0%	99.0%	96.7%	97.0%	173,924

3. 30年度決算における未収債権の状況(件数、未収金残高、債務者数)

(残高の単位:千円)

旧分類	回収債権									整理債権							合計 ①~⑯					
	③-C	③-D	③-E, F	③-G	①	②-A		②-B	③-H	④	⑨、⑩	⑧		⑤	⑦	⑥						
	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩	⑪	⑫	⑬	⑭	⑮	⑯						
状況	強制公	滞納発生直後のもの(督促状未送付のもの)	督促状送付後、各種催告中又は納付交渉中のもの	督促状送付後、各種処分に向けて、財産調査中又は行方不明等で所在など調査中	差押手続中のもの又は交付要求中のもの	差押え後、換価手続中のもの又は換価予定のもの	換価猶予等又は履行延期の特約等又は分納誓約により、分割納付中であり、現在の分割納付額で、10年以内の完納見込があるもの	換価猶予等又は履行延期の特約等又は分納誓約により、分割納付中であり、現在の分割納付額では、完納まで10年以上要するもの	換価猶予等又は履行延期の特約等により、債務者の資力回復を待つため、納付を猶予(期限延長)しているもの	換価猶予等又は履行延期の特約等又は分納誓約を行ったが、分割納付の履行が滞り、再度、納付交渉中のもの	回収債権①~⑨計	差押えを行ったが、換価見込のないもの又は換価済だが、未収金が残り、回収見込みのないもの	債務者名義を取得したが、債務者の財産少額により、強制執行見込のないもの	所在など調査後、なお、行方不明等又は相続人調査後、なお、相続人が未確定であるが、停止の判断に至れていないもの	債務者の代理人から債務整理の委任通知が届いたもの又は債務者が破産手続中のもの	債務者が破産免責決定を受けたもの	法に基づく滞納処分の停止の決議を行っているもの	法に基づく徴収停止の決議を行っているもの	債務者が生活困窮中だが、債権の特性上、停止の決議を行えないもの	債務者が無資力だが、納付交渉に応じず、履行延期の特約等を行えないもの	消滅時効期間が経過しているもの	整理債権⑩~⑯計
	非強公・私債権																					
過年度	件数	0	3,528	0	2,111	0	3,274	0	0	0	8,913	0	0	0	0	0	4,066	0	0	0	4,066	12,979
	残高	0	50,998	0	33,272	0	49,170	0	0	0	133,440	0	0	0	0	0	51,635	0	0	0	51,635	185,075
現年度	件数	0	5,660	0	0	0	752	0	0	0	6,412	0	0	0	0	0	53	0	0	0	53	6,465
	残高	0	88,763	0	0	0	12,013	0	0	0	100,776	0	0	0	0	0	856	0	0	0	856	101,632

【未収債権の件数及び債務者数並びに分類の考え方】
 ① 未収債権の件数は、原則、調定件数とする。調定をまとめて行っている場合は、事実上の債権の件数とする。(例: 毎月の定期給付債権の場合、1人の債務者につき、1年間で12件の債権が発生していることとなる。)
 ② 1つの債権に、連帯債務者や連帯保証人が設定されている場合であっても、調査票上、未収債権の件数は1件、債務者数は1人と考え、3の表は、未収債権の状況の進捗が最も進んでいる者の状況で分類する。
 ③ 債務者が死亡した場合、相続人が複数いる場合、相続割合に従い、債務が相続される(債務が分割して相続される)が、調査票上、未収債権の件数は1件、債務者数は1人と考える。それぞれの相続人で、未収債権の状況が異なっている場合、3の表は、相続された債務額の最も大きい相続人の状況で分類する。同額の場合は、未収債権の状況の進捗が最も進んでいる者の状況で分類する。
 ※ 未収債権の進捗状況 … ① → ② → ③ ⇒ 回収債権: (④ → ⑤) 又は ⑥ 又は ⑦ 又は ⑧ 又は ⑨ / 整理債権: { (⑩ 又は ⑪ 又は ⑫ → ⑬) } → ⑭ } 又は ⑮ → ⑯

30年度末時点の債務者数	2,532	過年度件数計+現年度件数計=30年度年度末未収金件数	19,444
	人	過年度残高計+現年度残高計=30年度年度末未収金残高(上記2の表のテ)	286,707

4. 30年度の取組内容の検証など

	過年度	現年度
取組内容	<ul style="list-style-type: none"> 電話や文書による督促を続け、早期の完納を目指す。 納付交渉において、児童手当から直接徴収する同意徴収の申出書提出を強く求めていく。 滞納処分ができるように、国税徴収法に基づき財産や居所の調査を徹底的に行う。 分納誓約不履行者をはじめ、納付に応じない滞納者には、滞納処分を行っていく。 公立保育所保育料の滞納者には、代行執行の制度を利用し、滞納処分を行っていく。 	<ul style="list-style-type: none"> 各区役所と連携して納入通知書に定期的に口座振替依頼の案内を同封し、口座振替加入率の向上を目指す。 新たに未納が発生したのについて、早期に電話・文書による督促を行い、早期の完納を目指す。 児童手当やボーナスを利用した分納を認め早期完納を目指す。 支払い能力があるにもかかわらず支払わない滞納者には、積極的に滞納処分を実施する。 公立保育所について、督促状送付後に、所長から直接保護者に、未納保育料を早期に払うように声掛けをする。
取組実績	<ul style="list-style-type: none"> 滞納処分の強化 平成30年度処分件数:383件(対前年比:95.8%) 集中差押等の実施等により、預金を中心にした差押の実施 集中差押総数:191件、差押件数:122件、差押金額:5,801千円(前年比115.1%) 督促の強化及び児童手当からの同意徴収により徴収率の向上に取り組んできた。 徴収率:33.2%(昨年度29.7% 前年比3.5ポイント増) 同意徴収件数:394件 金額:21,913千円(4~3月分) 不納欠損処理金額25,282千円 	<ul style="list-style-type: none"> 区と連携して納入通知書に定期的に口座振替依頼の案内を同封するなど、口座振替加入率の向上に取り組んできた。 (4月時点89.1%、3月時点93.5% 加入率4.4ポイント増) 1月には、納付書払いとなっている4歳児以下を対象として、口座振替依頼書を送付するなどによる口座振替加入率の向上にも取り組んできた。 早期納付に向けた督促を強化し、早期の完納を目指して取り組みを進めてきた。 児童手当からの特別徴収を実施するとともに、公立保育所の未収金も代行徴収により強制徴収公債権として積極的に徴収に取り組んできた。 (今年度徴収率98.6% 昨年度98.5% 0.1ポイント増) 特別徴収件数:1,587件、金額39,560千円(6月・10月・2月) 保育料の徴収率 98.9%(昨年度98.9%)
課題	<ul style="list-style-type: none"> 取り組みの成果として、徴収率は、昨年度を上回った。 未収金は、昨年度末よりも35,657千円下がっており、縮減を図ることができた。 一方、目標として設定した徴収率・徴収金額とも下回る結果となった。 	<ul style="list-style-type: none"> 平成27年から公立保育所については、施設利用料となり、強制徴収できない債権となった。 公立保育所からは、代行徴収の依頼を受けて強制徴収等を行っているものの、児童手当からの保育料の特別徴収ができなくなった。 公立・私立ともに早い段階からの納付督促を行ってきたものの、私立に比べ、公立保育所の徴収率が低いため、従来から実施している保育所所長からの納付督促に加え、代行徴収の依頼を受けて以降、交渉を強化していくことが求められる。 また、未収金の中でも、税情報が取得できない仮決定の方は一番高い料金区分となり、未収金額のうち約17%が仮決定で占められている。仮決定を減らしていくことが必要である。 未収金は、2歳児と3歳児クラスで50%以上を占めており、そこをターゲットとした取り組みを検討。
改善策	<ul style="list-style-type: none"> 幼児教育の無償化により、保育料の負担が軽減される方に対する積極的な納付勧奨に取り組むことにより、さらなる縮減に取り組む。 滞納処分を強化するとともに、より換価しやすい預貯金・給与・生命保険の差押に取り組む。 児童手当やボーナス等を利用した分納など、より滞納者が支払いやすい方法を提示することにより納付を勧奨する。 滞納者に対し、児童手当から直接徴収する保護者からの申出による同意徴収の制度の活用を積極的に働きかけていく。 保育料が仮決定で高い未収金で放置している保護者に対して、保育料の本決定に向けた指導を強めていく。 未収金を抱えた2,532人の内、現在3~5歳児で保育所に在籍している昨年度の新規未収金者等にターゲットを絞って集中的に督促などを行っていく。 	<ul style="list-style-type: none"> 公立保育所の滞納者については、督促状送付後に、所長から直接保護者に、未納保育料を早期に払うように声掛けをする。 代行徴収を受けて以降、早い段階からの納付交渉に取り組んでいく。 幼児教育の無償化により、保育料の負担が軽減される方に対する積極的な納付勧奨に取り組むことにより、さらなる縮減に取り組む。 保育料の払い忘れの防止にもつながるため、引き続き区役所と連携しながら口座振替加入率の向上を目指す。 現年度の未納分を含めて差押え等を実施しているが、より早期からの差押に取り組んでいく。 税情報が取得できない仮決定の方は一番高い料金区分であることから、本決定になるよう税申告等の指導を強めていく。 現年度の未収金では、2歳児と3歳児クラスで50%以上を占めていたことから、2歳児にターゲットを絞り、早い段階での電話による納付勧奨を行う。 新たに幼児教育費の無償化に該当した4歳児にターゲットを絞って、徴収を強化した結果、3歳児時点での新規未収金繰越額27,000千円が10,000千円となった。

5. 令和元年度の取組内容 (1.「30年度の未収金残高目標の達成状況」及び4.「30年度の取組内容の検証など」の内容を踏まえて記載すること)

	過年度	現年度
取組内容	<ul style="list-style-type: none"> 平成31年4月から3歳児にまで対象を拡充している幼児教育無償化や10月からの国制度の無償化により経済的負担が軽減される世帯に対して、個別に徴収に向けた働きかけを強化する。具体的には、未収金を抱えた2,532人の内、現在3~5歳児の新規未収金者1,151人や直近の卒園児童(6・7歳児)の保護者626人など、全体の約7割(1,777人)に対し、集中的に督促などを行っていく。 従来の文書を中心とした督促から、集中的に取り組む対象者には、早い段階から個人の携帯や家庭の電話に架電し督促に取り組む。また、応じない場合は、職場へも電話を行う。 さらに、電話での対応や納付状況を確認の上、最終催告書の納期後、早期に差押え等の滞納処分を実施する。 滞納処分を強化するとともに、より換価しやすい預貯金・給与・生命保険の差押に取り組む。 滞納者に対し、児童手当から直接徴収する保護者からの申出による同意徴収の制度の活用を積極的に働きかけていく。 滞納処分がすみやかに実施できるよう、国税徴収法に基づき財産や居所の調査を徹底的に行う。 公立保育所保育料の滞納者には、代行執行の制度を利用し、滞納処分を行っていく。 	<ul style="list-style-type: none"> 口座振替による納付は保育料の払い忘れ防止につながるため、より早期から区役所と連携し口座振替加入率の向上を目指す。 新たに未納が発生したのについて、児童手当やボーナスを利用した分納を認め早期完納を目指す。 公立保育所の滞納者については、督促状送付後に、所長から直接保護者に、未納保育料を早期に払うように声掛けをする。 支払い能力があるにもかかわらず支払わない滞納者には、積極的に滞納処分を実施する。 平成31年4月から3歳児にまで対象を拡充している幼児教育無償化や10月からの国制度の無償化により経済的負担が軽減される世帯に対して、個別に徴収に向けた働きかけを強化する。 現年度の未収金では、2歳児と3歳児クラスで50%以上を占めていたため、無償化の対象外である2歳児の保護者のうち、3か月以上の滞納があるもの、若しくは10万円を超える場合などの方に、早い段階での電話による納付勧奨を行う。 保育料に未収金がある一番高い料金区分となっている仮決定の方に対し、税申告等の指導を強化し、本決定の増加・未収金の縮減に取り組む。

(参考)29年度実績における徴収率の政令指定都市比較(未収金残高1億円以上の債権のみ)

※①、②未入力の場合はその理由

① 政令指定都市20市中 (合計徴収率) 大阪市 7 位

② 過年度徴収率 大阪市 29.7% / 政令指定都市平均 22.6% 現年度徴収率 大阪市 98.9% / 政令指定都市平均 99.1% 合計徴収率(過年度+現年度) 大阪市 95.7% / 政令指定都市平均 94.9%

未収債権の目標及び具体処理策

所属	こども青少年局	課・担当	保育施策部保育企画課	債権整理番号(3ケタ)	031	債権名	保育所運営費及び委託費等返還金	債権区分	私債権
----	---------	------	------------	-------------	-----	-----	-----------------	------	-----

1. 30年度の未収金残高目標の達成状況

過年度	-	現年度	-	合計(過年度+現年度)	-	「A」… 目標を達成、「B1」… 取組は予定通り実施したが、目標は未達、「B2」… 取組を予定通り実施できず、目標も未達 「-」… 30年度途中に債権が新規発生したことにより目標設定していなかった場合など
-----	---	-----	---	-------------	---	---

2. 未収金残高の推移(実績及び目標)

(単位:千円)

	過年度分									現年度分							合計		
	前年度からの調定繰越額	年度中の調定変更額	調定額(過年度分)	徴収額(過年度分)	不納欠損額(過年度分)	未収金解消額(過年度分)	翌年度調定繰越額(過年度分)	過年度徴収率	過年度整理率	年間調定額(現年度分)	徴収額(現年度分)	不納欠損額(現年度分)	整理額(現年度分)	翌年度調定繰越額(現年度分)	現年度徴収率	現年度整理率	合計徴収率	合計整理率	年度末未収金残高
	ア =前年度のテ	イ	ウ =ア-イ	エ	オ	カ =イ+エ+オ	キ =ア-カ	ク =エ÷ウ	ケ =カ÷ア	コ	サ	シ	ス =サ+シ	セ =コ-ス	ソ =サ÷コ	タ =ス÷コ	チ =(エ+サ)÷(ウ+コ)	ツ =(カ+ス)÷(ア+コ)	テ =キ+セ
平28実績			0			0	0	-	-				0	0	-	-	-	-	0
平29実績			0			0	0	-	-	55,661	0	0	0	55,661	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	55,661
平30当初目標	55,661	0	55,661	0	0	0	55,661	0.0%	0.0%				0	0	-	-	0.0%	0.0%	55,661
平30実績	55,661	0	55,661	0	0	0	55,661	0.0%	0.0%				0	0	-	-	0.0%	0.0%	55,661
令元当初目標	55,661	0	55,661	0	0	0	55,661	0.0%	0.0%				0	0	-	-	0.0%	0.0%	55,661
令元努力目標	55,661	0	55,661	0	0	0	55,661	0.0%	0.0%				0	0	-	-	0.0%	0.0%	55,661
令2当初目標	55,661	0	55,661	0	0	0	55,661	0.0%	0.0%				0	0	-	-	0.0%	0.0%	55,661

3. 30年度決算における未収債権の状況(件数、未収金残高、債務者数)

(残高の単位:千円)

旧分類	回収債権									整理債権							合計 ①~⑯		
	③-C	③-D	③-E, F	③-G	①	②-A		②-B	③-H	④	⑨、⑩	⑧		⑤	⑦	⑥			
	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩	⑪	⑫	⑬	⑭	⑮	⑯			
状況	強制公	滞納発生直後のもの(督促状未送付のもの)	督促状送付後、各種催告中又は納付交渉中のもの	督促状送付後、各種処分に向けて、財産調査中又は行方不明等で所在など調査中	差押手続中のもの又は交付要求中のもの	差押え後、換価手続中のもの又は換価予定のもの	換価猶予等又は履行延期の特約等又は分納誓約により、分割納付中であり、現在の分割納付額で、10年以内の完納見込があるもの	換価猶予等又は履行延期の特約等又は分納誓約により、分割納付中であり、現在の分割納付額では、完納まで10年以上要するもの	換価猶予等又は履行延期の特約等により、債務者の資力回復を待つため、納付を猶予(期限延長)しているもの	換価猶予等又は履行延期の特約等又は分納誓約を行ったが、分割納付の履行が滞り、再度、納付交渉中のもの	回収債権①~⑨計	差押えを行ったが、換価見込のないもの又は換価済だが、未収金が残りの回収見込みのないもの	所在など調査後、なお、行方不明等又は相続人調査後、なお、相続人が未確定であるが、停止の判断に至れていないもの	債務者の代理人から債務整理の委任通知が届いたもの又は債務者が破産手続中のもの	債務者が破産免責決定を受けたもの	法に基づく滞納処分の停止の決議を行っているもの	債務者が生活困窮中だが、債権の特性上、停止の決議を行えないもの	消滅時効期間が経過しているもの	整理債権⑩~⑯計
	非強公・私債権			債務名義の取得のため法的手続中のもの	債務名義の取得後、強制執行中又は強制執行予定のもの						債務名義を取得したが、債務者の財産少額により、強制執行見込のないもの		法に基づく徴収停止の決議を行っているもの	債務者が無資力だが、納付交渉に応じず、履行延期の特約等を行えないもの					
過年度	件数				1					1								0	1
過年度	残高				55,661					55,661								0	55,661
現年度	件数									0								0	0
現年度	残高									0								0	0

【未収債権の件数及び債務者数並びに分類の考え方】
 ① 未収債権の件数は、原則、調定件数とする。調定をまとめて行っている場合は、事実上の債権の件数とする。(例: 毎月の定期給付債権の場合、1人の債務者につき、1年間で12件の債権が発生していることとなる。)
 ② 1つの債権に、連帯債務者や連帯保証人が設定されている場合であっても、調査票上、未収債権の件数は1件、債務者数は1人と考え、3の表は、未収債権の状況の進捗が最も進んでいる者の状況で分類する。
 ③ 債務者が死亡した場合、相続人が複数いる場合、相続割合に従い、債務が相続される(債務が分割して相続される)が、調査票上、未収債権の件数は1件、債務者数は1人と考える。それぞれの相続人で、未収債権の状況が異なっている場合、3の表は、相続された債務額の最も大きい相続人の状況で分類する。同額の場合は、未収債権の状況の進捗が最も進んでいる者の状況で分類する。
 ※ 未収債権の進捗状況 … ① → ② → ③ ⇒ 回収債権: (④ → ⑤) 又は ⑥ 又は ⑦ 又は ⑧ 又は ⑨ / 整理債権: { (⑩ 又は ⑪ 又は ⑫ → ⑬) } → ⑭ } 又は ⑮ → ⑯

30年度末時点の債務者数	1	過年度件数計+現年度件数計=30年度年度末未収金件数	1
	人	過年度残高計+現年度残高計=30年度年度末未収金残高(上記2の表のテ)	55,661

4. 30年度の取組内容の検証など

	過年度	現年度
取組内容	<ul style="list-style-type: none"> ・債権回収のため、平成30年1月17日に不当利得返還等請求事件として提訴。 ・平成30年度は訴訟対応として、期日4回に対応し、準備書面3回提出。 	
取組実績	<ul style="list-style-type: none"> ・取組内容に同じ。 	
課題	<ul style="list-style-type: none"> ・相手方法人が唯一行っていた保育所事業が行えず、唯一の返済原資であり、本市が仮差押えを行っている建物が、当該建物の土地所有者により訴訟手続きを経て取り壊された。 	
改善策	<ul style="list-style-type: none"> ・返還請求訴訟で勝訴し、債務名義を取得の上、債権回収に向けて対応していく。 	

5. 令和元年度の取組内容（1.「30年度の未収金残高目標の達成状況」及び4.「30年度の取組内容の検証など」の内容を踏まえて記載すること）

	過年度	現年度
取組内容	<ul style="list-style-type: none"> ・訴訟に継続して対応する。 	

未収債権の目標及び具体処理策

所属	こども青少年局	課・担当	保育施策部保育企画課	債権整理番号(3ケタ)	032	債権名	職員配置不足に伴う大阪市職員(保育士)にかかる人件費請求金	債権区分	私債権
----	---------	------	------------	-------------	-----	-----	-------------------------------	------	-----

1. 30年度の未収金残高目標の達成状況

過年度	-	現年度	-	合計(過年度+現年度)	-	「A」… 目標を達成、「B1」… 取組は予定通り実施したが、目標は未達、「B2」… 取組を予定通り実施できず、目標も未達 「-」… 30年度途中に債権が新規発生したことにより目標設定していなかった場合など
-----	---	-----	---	-------------	---	---

2. 未収金残高の推移(実績及び目標)

(単位:千円)

	過年度分									現年度分							合計		
	前年度からの 調定繰越額	年度中の 調定変更額	調定額 (過年度分)	徴収額 (過年度分)	不納欠損額 (過年度分)	未収金 解消額 (過年度分)	翌年度 調定繰越額 (過年度分)	過年度 徴収率	過年度 整理率	年間調定額 (現年度分)	徴収額 (現年度分)	不納欠損額 (現年度分)	整理額 (現年度分)	翌年度 調定繰越額 (現年度分)	現年度 徴収率	現年度 整理率	合計 徴収率	合計 整理率	年度末 未収金残高
	ア =前年度のテ	イ	ウ =ア-イ	エ	オ	カ =イ+エ+オ	キ =ア-カ	ク =エ÷ウ	ケ =カ÷ア	コ	サ	シ	ス =サ+シ	セ =コ-ス	ソ =サ÷コ	タ =ス÷コ	チ =(エ+サ) ÷(ウ+コ)	ツ =(カ+ス) ÷(ア+コ)	テ =キ+セ
平28実績			0			0	0	-	-				0	0	-	-	-	-	0
平29実績			0			0	0	-	-	5,817	0	0	0	5,817	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	5,817
平30当初目標	5,817	0	5,817	0	0	0	5,817	0.0%	0.0%				0	0	-	-	0.0%	0.0%	5,817
平30実績	5,817	0	5,817	0	0	0	5,817	0.0%	0.0%				0	0	-	-	0.0%	0.0%	5,817
令元当初目標	5,817	0	5,817	0	0	0	5,817	0.0%	0.0%				0	0	-	-	0.0%	0.0%	5,817
令元努力目標	5,817	0	5,817	0	0	0	5,817	0.0%	0.0%				0	0	-	-	0.0%	0.0%	5,817
令2当初目標	5,817	0	5,817	0	0	0	5,817	0.0%	0.0%				0	0	-	-	0.0%	0.0%	5,817

3. 30年度決算における未収債権の状況(件数、未収金残高、債務者数)

(残高の単位:千円)

旧分類	回収債権									整理債権							合計 ①~⑯	
	③-C	③-D	③-E, F	③-G	①	②-A		②-B	③-H	④	⑨、⑩	⑧		⑤	⑦	⑥		
	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩	⑪	⑫	⑬	⑭	⑮	⑯		
強制公債	滞納発生直後のもの(督促状未送付のもの)	督促状送付後、各種催告中又は納付交渉中のもの	督促状送付後、各種処分に向けて、財産調査中又は行方不明等で所在など調査中	差押手続中のもの又は交付要求中のもの	差押え後、換価手続中のもの又は換価予定のもの	換価猶予等又は履行延期の特約等又は分納誓約により、分割納付中であり、現在の分割納付額で、10年以上の完納見込があるもの	換価猶予等又は履行延期の特約等又は分納誓約により、分割納付中であり、現在の分割納付額では、完納まで10年以上要するもの	換価猶予等又は履行延期の特約等により、債務者の資力回復を待つため、納付を猶予(期限延長)しているもの	換価猶予等又は履行延期の特約等又は分納誓約を行ったが、分割納付の履行が滞り、再度、納付交渉中のもの	換価猶予等又は履行延期の特約等又は分納誓約を行ったが、換価見込のないもの又は換価済だが、未収金が残りの回収見込みのないもの	所在など調査後、なお、行方不明等又は相続人調査後、なお、相続人が未確定であるが、停止の判断に至れていないもの	債務者の代理人から債務整理の委任通知が届いたもの又は債務者が破産手続中のもの	債務者が破産免責決定を受けたもの	法に基づく滞納処分の停止の決議を行っているもの	債務者が生活困窮中だが、債権の特性上、停止の決議を行えないもの	消滅時効期間が経過しているもの		
非強公・私債権			債務名義の取得のため法的手続中のもの	債務名義の取得後、強制執行中又は強制執行予定のもの						債務名義を取得したが、債務者の財産少額により、強制執行見込のないもの				法に基づく徴収停止の決議を行っているもの	債務者が無資力だが、納付交渉に応じず、履行延期の特約等を行えないもの			
過年度	件数			1						1							0	1
過年度	残高			5,817						5,817							0	5,817
現年度	件数									0							0	0
現年度	残高									0							0	0

【未収債権の件数及び債務者数並びに分類の考え方】
 ① 未収債権の件数は、原則、調定件数とする。調定をまとめて行っている場合は、事実上の債権の件数とする。(例: 毎月の定期給付債権の場合、1人の債務者につき、1年間で12件の債権が発生していることとなる。)
 ② 1つの債権に、連帯債務者や連帯保証人が設定されている場合であっても、調査票上、未収債権の件数は1件、債務者数は1人と考え、3の表は、未収債権の状況の進捗が最も進んでいる者の状況で分類する。
 ③ 債務者が死亡した場合、相続人が複数いる場合、相続割合に従い、債務が相続される(債務が分割して相続される)が、調査票上、未収債権の件数は1件、債務者数は1人と考える。それぞれの相続人で、未収債権の状況が異なっている場合、3の表は、相続された債務額の最も大きい相続人の状況で分類する。同額の場合は、未収債権の状況の進捗が最も進んでいる者の状況で分類する。
 ※ 未収債権の進捗状況 … ① → ② → ③ ⇒ 回収債権: (④ → ⑤) 又は ⑥ 又は ⑦ 又は ⑧ 又は ⑨ / 整理債権: { (⑩ 又は ⑪ 又は ⑫ → ⑬) } → ⑭ } 又は ⑮ → ⑯

30年度末時点の債務者数	1	過年度件数計+現年度件数計=30年度年度末未収金件数	1
	人	過年度残高計+現年度残高計=30年度年度末未収金残高(上記2の表のテ)	5817

4. 30年度の取組内容の検証など

	過年度	現年度
取組内容	<ul style="list-style-type: none"> ・債権回収のため、平成30年1月17日に不当利得返還等請求事件として提訴。 ・平成30年度は訴訟対応として、期日4回に対応し、準備書面3回提出。 	
取組実績	<ul style="list-style-type: none"> ・取組内容に同じ。 	
課題	<ul style="list-style-type: none"> ・相手方法人が唯一行っていた保育所事業が行えず、唯一の返済原資であり、本市が仮差押えを行っている建物が、当該建物の土地所有者により訴訟手続きを経て取り壊された。 	
改善策	<ul style="list-style-type: none"> ・返還請求訴訟で勝訴し、債務名義を取得の上、債権回収に向けて対応していく。 	

5. 令和元年度の取組内容（1.「30年度の未収金残高目標の達成状況」及び4.「30年度の取組内容の検証など」の内容を踏まえて記載すること）

	過年度	現年度
取組内容	<ul style="list-style-type: none"> ・訴訟に継続して対応する。 	

(参考)29年度実績における徴収率の政令指定都市比較(未収金残高1億円以上の債権のみ)

※①、②未入力の場合はその理由

① 政令指定都市20市中 大阪市 位
(合計徴収率)

② 過年度 徴収率 大阪市 / 政令指定都市平均 現年度 徴収率 大阪市 0.0% / 政令指定都市平均 合計徴収率 (過年度+現年度) 大阪市 0.0% / 政令指定都市平均

未収債権の目標及び具体処理策

所属	こども青少年局	課・担当	こども家庭課	債権整理番号(3ケタ)	040	債権名	児童福祉施設徴収金	債権区分	強制徴収公債権(強制公)
----	---------	------	--------	-------------	-----	-----	-----------	------	--------------

1. 30年度の未収金残高目標の達成状況

過年度	B2	現年度	B1	合計(過年度+現年度)	B2	「A」… 目標を達成、「B1」… 取組は予定通り実施したが、目標は未達、「B2」… 取組を予定通り実施できず、目標も未達 「ー」… 30年度途中で債権が新規発生したことにより目標設定していなかった場合など
-----	----	-----	----	-------------	----	---

2. 未収金残高の推移(実績及び目標)

(単位:千円)

	過年度分									現年度分							合計		
	前年度からの調定繰越額	年度中の調定変更額	調定額(過年度分)	徴収額(過年度分)	不納欠損額(過年度分)	未収金解消額(過年度分)	翌年度調定繰越額(過年度分)	過年度徴収率	過年度整理率	年間調定額(現年度分)	徴収額(現年度分)	不納欠損額(現年度分)	整理額(現年度分)	翌年度調定繰越額(現年度分)	現年度徴収率	現年度整理率	合計徴収率	合計整理率	年度末未収金残高
	ア =前年度のテ	イ	ウ =ア-イ	エ	オ	カ =イ+エ+オ	キ =ア-カ	ク =エ÷ウ	ケ =カ÷ア	コ	サ	シ	ス =サ+シ	セ =コ-ス	ソ =サ÷コ	タ =ス÷コ	チ =(エ+サ)÷(ウ+コ)	ツ =(カ+ス)÷(ア+コ)	テ =キ+セ
平28実績	77,667	0	77,667	5,076	12,032	17,108	60,559	6.5%	22.0%	52,835	38,027	0	38,027	14,808	72.0%	72.0%	33.0%	42.2%	75,367
平29実績	75,367	-23	75,390	4,730	6,170	10,877	64,490	6.3%	14.4%	48,032	34,547	0	34,547	13,485	71.9%	71.9%	31.8%	36.8%	77,975
平30当初目標	45,816	0	45,816	4,553	6,746	11,299	34,517	9.9%	24.7%	52,835	44,910	0	44,910	7,925	85.0%	85.0%	50.1%	57.0%	42,442
平30実績	77,975	0	77,975	4,678	5,774	10,452	67,523	6.0%	13.4%	49,317	33,019	0	33,019	16,298	67.0%	67.0%	29.6%	34.2%	83,821
令元当初目標	42,442	0	42,442	4,553	6,746	11,299	31,143	10.7%	26.6%	52,835	44,910	0	44,910	7,925	85.0%	85.0%	51.9%	59.0%	39,068
令元努力目標	83,821	0	83,821	5,281	6,746	12,027	71,794	6.3%	14.3%	47,051	33,077	0	33,077	13,974	70.3%	70.3%	29.3%	34.5%	85,768
令2当初目標	85,768	0	85,768	5,403	6,746	12,149	73,619	6.3%	14.2%	47,051	33,077	0	33,077	13,974	70.3%	70.3%	29.0%	34.1%	87,593

3. 30年度決算における未収債権の状況(件数、未収金残高、債務者数)

(残高の単位:千円)

旧分類	回収債権									整理債権							合計 ①~⑯		
	③-C	③-D	③-E, F	③-G	①	②-A		②-B	③-H	④	⑨、⑩	⑧		⑤	⑦	⑥			
	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩	⑪	⑫	⑬	⑭	⑮	⑯			
状況	強制公	滞納発生直後のもの(督促状未送付のもの)	督促状送付後、各種催告中又は納付交渉中のもの	督促状送付後、各種処分に向けて、財産調査中又は行方不明等で所在など調査中	差押手続中のもの又は交付要求中のもの	差押え後、換価手続中のもの又は換価予定のもの	換価猶予等又は履行延期の特約等又は分納誓約により、分割納付中であり、現在の分割納付額で、10年以内の完納見込があるもの	換価猶予等又は履行延期の特約等又は分納誓約により、債務者の資力回復を待つため、分割納付を猶予(期限延長)しているもの	換価猶予等又は履行延期の特約等又は分納誓約を行ったが、分割納付の履行が滞り、再度、納付交渉中のもの	換価猶予等又は履行延期の特約等又は分納誓約を行ったが、換価見込のないもの又は換価済だが、未収金が残り、回収見込みのないもの	差押えを行ったが、換価見込のないもの又は換価済だが、債務者の財産少額により、強制執行見込のないもの	所在など調査後、なお、行方不明等又は相続人調査後、なお、相続人が未確定であるが、停止の判断に至れていないもの	債務者の代理人から債務整理の委任通知が届いたもの又は債務者が破産手続中のもの	債務者が破産免責決定を受けたもの	法に基づく滞納処分の停止の決議を行っているもの	債務者が生活困窮中だが、債権の特性上、停止の決議を行えないもの	消滅時効期間が経過しているもの		
	非強公・私債権		又は個人債務者が死亡したため、相続人調査中のもの	債務名義の取得のため法的手続中のもの	債務名義の取得後、強制執行中又は強制執行予定のもの					債務名義を取得したが、債務者の財産少額により、強制執行見込のないもの				法に基づく徴収停止の決議を行っているもの	債務者が無資力だが、納付交渉に応じず、履行延期の特約等を行えないもの				
過年度	件数	483	2,334	285	0	0	249	443	95	402	4,291	0	69	0	0	0	13	82	4,373
	残高	4,987	38,574	4,403	0	0	4,477	7,409	1,460	5,006	66,316	0	1,059	0	0	0	148	1,207	67,523
現年度	件数	966	194	6	0	0	9	0	12	0	1,187	0	0	0	0	0	0	0	1,187
	残高	13,269	2,658	87	0	0	122	0	162	0	16,298	0	0	0	0	0	0	0	16,298

【未収債権の件数及び債務者数並びに分類の考え方】
 ① 未収債権の件数は、原則、調定件数とする。調定をまとめて行っている場合は、事実上の債権の件数とする。(例: 毎月の定期給付債権の場合、1人の債務者につき、1年間で12件の債権が発生していることとなる。)
 ② 1つの債権に、連帯債務者や連帯保証人が設定されている場合であっても、調査票上、未収債権の件数は1件、債務者数は1人と考え、3の表は、未収債権の状況の進捗が最も進んでいる者の状況で分類する。
 ③ 債務者が死亡した場合、相続人が複数いる場合、相続割合に従い、債務が相続される(債務が分割して相続される)が、調査票上、未収債権の件数は1件、債務者数は1人と考える。それぞれの相続人で、未収債権の状況が異なっている場合、3の表は、相続された債務額の最も大きい相続人の状況で分類する。同額の場合は、未収債権の状況の進捗が最も進んでいる者の状況で分類する。
 ※ 未収債権の進捗状況 … ① → ② → ③ ⇒ 回収債権: (④ → ⑤) 又は (⑥) 又は (⑦) 又は (⑧) 又は (⑨) / 整理債権: { (⑩) 又は (⑪) 又は (⑫ → ⑬) } → (⑭) 又は (⑮) → (⑯)

30年度末時点の債務者数	637	過年度件数計+現年度件数計=30年度年度末未収金件数	5,560
	人	過年度残高計+現年度残高計=30年度年度末未収金残高(上記2の表のテ)	83,821

4. 30年度の取組内容の検証など

	過年度	現年度
取組内容	<ul style="list-style-type: none"> ・局において、滞納処分に係る研修等を受講し、基礎知識を得たうえで、未収金解消に係る有効な手段を検討し、年度内に着手する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・納入義務者に対する最初の説明が重要であることから、入所措置機関であるこども相談センターと連携し、入所時の徴収金及び口座振替等に関する説明を徹底する。 ・助産施設及び母子生活支援施設については、入所申込み窓口が区であり、納付交渉の窓口でもあることから、当年度内に確実に徴収できるよう、入所時の説明を徹底する。 ・こども相談センターからの措置決定通知書の区への送付の遅延が、区における徴収金賦課決定等の遅延となり、結果として未収金発生につながるため、速やかに通知書が区へ送付されるようこども相談センター内における事務処理を徹底する。
取組実績	<ul style="list-style-type: none"> ・財政局の行うOJT研修を受講し、習得した内容をもとに、区向けマニュアルの補記等を行った。また、区からの未収金対策に係る問い合わせ等に対し、具体的に資料等を提示し、有効な情報提供を行うことができた。 	<ul style="list-style-type: none"> ・入所時から納入義務者とコンタクトを取り得るこども相談センターにおいて、徴収金の説明を意識して丁寧に行うとともに、区において徴収金賦課決定時に必要となる税資料等についても可能な限り入所時に納入義務者から徴取することについて協力を得た。 ・助産施設及び母子生活支援施設への入所に際し、丁寧な説明を行うほか、納入義務者との人間関係を築いておくことで、滞納が発生した場合にも納付交渉等を行いやすい素地を築いた。また、特に助産施設の徴収金に関しては、出産育児一時金の入金後間をおかず徴収することを徹底することで、徴収率100%を達成する区もあった。 ・子ども相談センターからの措置決定通知書を速やかに区へ送付するよう呼びかけた結果、従前のようにシステム入力期限を超えて通知書が届くといった事態が減り、適切な時期に賦課決定を行えるようになった。
課題	<ul style="list-style-type: none"> ・他業務繁忙等により、財産調査や差押え等具体的な滞納処分に係る取組みには着手できなかった。 	<ul style="list-style-type: none"> ・各機関において、上記のような地道な努力を続けているものの、徴収率の向上にはつながっていない。
改善策	<ul style="list-style-type: none"> ・機械的な滞納処分が結果として児童の福祉を害する結果につながるおそれもあるため、未収債権の回収と合わせ、回収不可能な債権の整理に重点的に着手する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・児童養護施設への入所措置等、長期間に及ぶものについては、債権の性質や納入義務者の状況(生活困窮等)を考慮すると、上記のような取組みにも限界があると考えられる。しかし、助産施設の徴収金については、出産育児一時金として確実に徴収金額を超える収入があることが確認しているほか、出産を終えた納入義務者について新生児訪問や児童手当・乳幼児医療の手続き等、接触の機会も複数あるため、確実に徴収するよう改めて区へ周知する。

5. 令和元年度の取組内容 (1.「30年度の未収金残高目標の達成状況」及び4.「30年度の取組内容の検証など」の内容を踏まえて記載すること)

	過年度	現年度
取組内容	<ul style="list-style-type: none"> ・機械的な滞納処分が結果として児童の福祉を害する結果につながるおそれもあるため、未収債権の回収と合わせ、回収不可能な債権の整理に重点的に着手する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・児童養護施設への入所措置等、長期間に及ぶものについては、債権の性質や納入義務者の状況(生活困窮等)を考慮すると、上記のような取組みにも限界があると考えられる。しかし、助産施設の徴収金については、出産育児一時金として確実に徴収金額を超える収入があることが確認しているほか、出産を終えた納入義務者について新生児訪問や児童手当・乳幼児医療の手続き等、接触の機会も複数あるため、確実に徴収するよう改めて区へ周知する。

未収債権の目標及び具体処理策

所属	子ども青少年局子育て支援部	課・担当	子ども家庭課	債権整理番号(3ケタ)	050.051	債権名	児童扶養手当返還金(不正・不当利得)、(過誤払)	債権区分	強制徴収公債権(強制公)
----	---------------	------	--------	-------------	---------	-----	--------------------------	------	--------------

1. 30年度の未収金残高目標の達成状況

過年度	B1	現年度	B1	合計(過年度+現年度)	B1	「A」… 目標を達成、「B1」… 取組は予定通り実施したが、目標は未達、「B2」… 取組を予定通り実施できず、目標も未達 「ー」… 30年度途中に債権が新規発生したことにより目標設定していなかった場合など
-----	----	-----	----	-------------	----	---

2. 未収金残高の推移(実績及び目標) ※色付け箇所のみ整数で入力すること(小数点以下は四捨五入して、入力しないこと)

	過年度分									現年度分						合計			
	前年度からの調定繰越額	年度中の調定変更額	調定額(過年度分)	徴収額(過年度分)	不納欠損額(過年度分)	未収金解消額(過年度分)	翌年度調定繰越額(過年度分)	過年度徴収率	過年度整理率	年間調定額(現年度分)	徴収額(現年度分)	不納欠損額(現年度分)	整理額(現年度分)	翌年度調定繰越額(現年度分)	現年度徴収率	現年度整理率	合計徴収率	合計整理率	年度末未収金残高
	ア =前年度のテ	イ	ウ =ア-イ	エ	オ	カ =イ+エ+オ	キ =ア-カ	ク =エ÷ウ	ケ =カ÷ア	コ	サ	シ	ス =サ+シ	セ =コ-ス	ソ =サ÷コ	タ =ス÷コ	チ =(エ+サ)÷(ウ+コ)	ツ =(カ+ス)÷(ア+コ)	テ =キ+セ
平28実績	174,298	0	174,298	18,509	4,005	22,514	151,784	10.6%	12.9%	62,870	34,407	0	34,407	28,463	54.7%	54.7%	22.3%	24.0%	180,247
平29実績	180,247	4,730	175,517	16,186	7,173	28,089	152,158	9.2%	15.6%	66,328	30,701	0	30,701	35,627	46.3%	46.3%	19.4%	23.8%	187,785
平30当初目標	168,059	0	168,059	19,450	4,351	23,801	144,258	11.6%	14.2%	60,166	41,700	0	41,700	18,466	69.3%	69.3%	26.8%	28.7%	162,724
平30実績	187,785	-228	188,013	18,670	3,561	22,003	165,782	9.9%	11.7%	59,472	34,111	0	34,111	25,361	57.4%	57.4%	21.3%	22.7%	191,143
令元当初目標	162,724	0	162,724	18,755	4,218	22,973	139,751	11.5%	14.1%	59,969	41,564	0	41,564	18,405	69.3%	69.3%	27.1%	29.0%	158,156
令元努力目標	191,143	0	191,143	19,500	5,000	24,500	166,643	10.2%	12.8%	60,000	40,000	0	40,000	20,000	66.7%	66.7%	23.7%	25.7%	186,643
令2当初目標	186,643	0	186,643	19,597	5,000	24,597	162,046	10.5%	13.2%	59,500	41,500	0	41,500	18,000	69.7%	69.7%	24.8%	26.9%	180,046

3. 30年度決算における未収債権の状況(件数、未収金残高、債務者数) ※色付け箇所のみ整数で入力すること(小数点以下は四捨五入して、入力しないこと)

旧分類	回収債権									整理債権							合計 ①~⑯
	③-C	③-D	③-E, F	③-G	①	②-A		②-B	③-H	④	⑨、⑩	⑧		⑤	⑦	⑥	
	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩	⑪	⑫	⑬	⑭	⑮	⑯	
強 制 公	滞納発生直後のもの(督促状未送付のもの)	督促状送付後、各種催告中又は納付交渉中のもの	督促状送付後、各種処分に向けて、財産調査中又は行方不明等で所在など調査中	差押手続中のもの又は交付要求中のもの	差押え後、換価手続中又は換価予定のもの	換価猶予等又は履行延期の特約等又は分納誓約により、分割納付中であり、現在の分割納付額で、10年以上の完納見込があるもの	換価猶予等又は履行延期の特約等又は分納誓約により、分割納付中であり、現在の分割納付額では、完納まで10年以上要するもの	換価猶予等又は履行延期の特約等により、債務者の資力回復を待つため、納付を猶予(期限延長)しているもの	換価猶予等又は履行延期の特約等又は分納誓約を行ったが、分割納付の履行が滞り、再度、納付交渉中のもの	換価猶予等又は履行延期の特約等又は分納誓約を行ったが、換価見込のないもの又は換価済だが、未収金が残り、回収見込みのないもの	所在など調査後、なお、行方不明等又は相続人調査後、なお、相続人が未確定であるが、停止の判断に至れていないもの	債務者の代理人から債務整理の委任通知が届いたもの又は債務者が破産手続中のもの	債務者が破産免責決定を受けたもの	法に基づく滞納処分の停止の決議を行っているもの	債務者が生活困窮中だが、債権の特性上、停止の決議を行えないもの	消滅時効期間が経過しているもの	
非 強 公 ・ 私 債 権			債務名義の取得のため法的手続中のもの	債務名義の取得後、強制執行中又は強制執行予定のもの					債務名義を取得したが、債務者の財産少額により、強制執行見込のないもの				法に基づく徴収停止の決議を行っているもの	債務者が無資力だが、納付交渉に応じず、履行延期の特約等を行えないもの			
過 年 度	件数	76	8			21	3		16	124						0	124
	残高	52,276	4,493			30,067	76,786		2,160	165,782						0	165,782
現 年 度	件数		30				30			60						0	60
	残高		13,008				12,353			25,361						0	25,361

【未収債権の件数及び債務者数並びに分類の考え方】
 ① 未収債権の件数は、原則、調定件数とする。調定をまとめて行っている場合は、事実上の債権の件数とする。(例: 毎月の定期給付債権の場合、1人の債務者につき、1年間で12件の債権が発生していることとなる。)
 ② 1つの債権に、連帯債務者や連帯保証人が設定されている場合であっても、調査票上、未収債権の件数は1件、債務者数は1人と考え、3の表は、未収債権の状況の進捗が最も進んでいる者の状況で分類する。
 ③ 債務者が死亡した場合、相続人が複数いる場合、相続割合に従い、債務が相続される(債務が分割して相続される)が、調査票上、未収債権の件数は1件、債務者数は1人と考える。それぞれの相続人で、未収債権の状況が異なっている場合、3の表は、相続された債務額の最も大きい相続人の状況で分類する。同額の場合は、未収債権の状況の進捗が最も進んでいる者の状況で分類する。
 ※ 未収債権の進捗状況 … ① → ② → ③ ⇒ 回収債権: (④ → ⑤) 又は ⑥ 又は ⑦ 又は ⑧ 又は ⑨ / 整理債権: { (⑩ 又は ⑪ 又は ⑫ → ⑬) } → ⑭ 又は ⑮ → ⑯

30年度末時点の債務者数	184	過年度件数計+現年度件数計=30年度年度末未収金件数	184
		過年度残高計+現年度残高計=30年度年度末未収金残高(上記2の表のテ)	191143

4. 30年度の取組内容の検証など

	過年度	現年度
取組内容	<ul style="list-style-type: none"> ・より多くのケースについて適切に執行停止決議を行えるよう、事務手続き等について検討を行う。 ・分納誓約の履行が滞っている債務者に催告状発送等の納付勧奨を行うとともに、確実な返済計画となるよう見直しを行う。 ・債務者に対し確実な納付方法である口座振替を積極的に勧める。 	<ul style="list-style-type: none"> ・高額な返還金発生を防ぐ取組を強化するため、総合福祉システムから配信される福祉異動確認リストの効果的な利用方法について定め、各区担当者へ周知徹底する。 ・新たな返還金を発生させないため、新規認定時や現況届時に受給者のしおりを配布し、受給者への制度説明や届出手続き等の説明を徹底する。 ・債権管理に携わる職員に、未収金の把握や納付勧奨、確実な返済計画作成を行うよう指導する。 ・債務者に対し確実な納付方法である口座振替を積極的に勧める。
取組実績	<ul style="list-style-type: none"> ・納付が滞っている債務者に納付勧奨を行い、できる限り未収金を回収するよう注意喚起メールを送付した。 ・口座振替を積極的に勧めた。 	<ul style="list-style-type: none"> ・新たな返還金を発生させないため、新規認定時や現況届時に受給者のしおりを配布し、受給者への制度説明を徹底するとともに、世帯状況の異動届や喪失手続き等の説明を徹底した。 ・出納整理期間を含めた現年度内にできる限り回収するよう、注意喚起メールを送付した。 ・口座振替を積極的に勧めた。
課題	<ul style="list-style-type: none"> ・生活困窮など滞納処分の実施が困難なケースについて税務照会等を行い、執行停止につなげる必要があるが、執行停止を優先的に検討するケースの選定が困難だった。 	<ul style="list-style-type: none"> ・年金の遡及受給や所得更正、事実婚の発覚等により何年にもわたり遡及して返還金が生じるケースについては、返還金額が膨大になるため、こういった返還金の発生を防ぐことが課題である。
改善策	<ul style="list-style-type: none"> ・各区担当者とより密に情報連携を行うことにより債務者の状況把握に努め、執行停止を優先的に検討するケースの選定をスムーズに行う。 	<ul style="list-style-type: none"> ・新規申請の際などに、受給できる可能性のある年金は直ちに申請することや、確定申告を確実にすることなど具体的に案内を行うよう各区担当者へ周知徹底するとともに、現況届時等の聴取や福祉異動確認リストの内容確認を確実にし、不正受給の早期発見に努めるよう、各区担当者へ周知を徹底する。

5. 令和元年度の取組内容（1.「30年度の未収金残高目標の達成状況」及び4.「30年度の取組内容の検証など」の内容を踏まえて記載すること）

	過年度	現年度
取組内容	<ul style="list-style-type: none"> ・分納誓約の履行が滞っている債務者に催告状発送等の納付勧奨を行うとともに、確実な返済計画となるよう見直しを行う。 ・債務者に対し確実な納付方法である口座振替を積極的に勧める。 	<ul style="list-style-type: none"> ・高額な返還金発生を防ぐ取組を強化するため、総合福祉システムから配信される福祉異動確認リストの効果的な利用方法について定め、各区担当者へ周知徹底する。 ・新たな返還金を発生させないため、新規認定時や現況届時に受給者のしおりを配布し、受給者への制度説明や届出手続き等の説明を徹底する。 ・債権管理に携わる職員に、未収金の把握や納付勧奨、確実な返済計画作成を行うよう指導する。 ・債務者に対し確実な納付方法である口座振替を積極的に勧める。

(参考)29年度実績における徴収率の政令指定都市比較(未収金残高1億円以上の債権のみ)

※①、②未入力の場合はその理由

未調査のため

① 政令指定都市20市中 (合計徴収率) 大阪市 位

② 過年度徴収率 大阪市 / 政令指定都市平均 現年度徴収率 大阪市 / 政令指定都市平均 合計徴収率 (過年度+現年度) 大阪市 / 政令指定都市平均

未収債権の目標及び具体処理策

所属	こども青少年局	課・担当	総務課(人事)	債権整理番号(3ケタ)	070	債権名	通勤災害損害賠償金	債権区分	私債権
----	---------	------	---------	-------------	-----	-----	-----------	------	-----

1. 30年度の未収金残高目標の達成状況

過年度	B2	現年度	B2	合計(過年度+現年度)	B2	「A」… 目標を達成、「B1」… 取組は予定通り実施したが、目標は未達、「B2」… 取組を予定通り実施できず、目標も未達 「-」… 30年度途中に債権が新規発生したことにより目標設定していなかった場合など
-----	----	-----	----	-------------	----	---

2. 未収金残高の推移(実績及び目標)

(単位:千円)

	過年度分									現年度分						合計			
	前年度からの調定繰越額	年度中の調定変更額	調定額(過年度分)	徴収額(過年度分)	不納欠損額(過年度分)	未収金解消額(過年度分)	翌年度調定繰越額(過年度分)	過年度徴収率	過年度整理率	年間調定額(現年度分)	徴収額(現年度分)	不納欠損額(現年度分)	整理額(現年度分)	翌年度調定繰越額(現年度分)	現年度徴収率	現年度整理率	合計徴収率	合計整理率	年度末未収金残高
	ア =前年度のテ	イ	ウ =ア-イ	エ	オ	カ =イ+エ+オ	キ =ア-カ	ク =エ÷ウ	ケ =カ÷ア	コ	サ	シ	ス =サ+シ	セ =コ-ス	ソ =サ÷コ	タ =ス÷コ	チ =(エ+サ)÷(ウ+コ)	ツ =(カ+ス)÷(ア+コ)	テ =キ+セ
平28実績	535	0	535	0	0	0	535	0.0%	0.0%	1,437	1,437	0	1,437	0	100.0%	100.0%	72.9%	72.9%	535
平29実績	535	0	535	0	0	0	535	0.0%	0.0%	0	0	0	0	0	-	-	0.0%	0.0%	535
平30当初目標	535	0	535	0	535	535	0	0.0%	100.0%	0	0	0	0	0	-	-	0.0%	100.0%	0
平30実績	535	0	535	0	0	0	535	0.0%	0.0%	0	0	0	0	0	-	-	0.0%	0.0%	535
令元当初目標	0	0	0	0	0	0	0	-	-	0	0	0	0	0	-	-	-	-	0
令元努力目標	535	0	535	100	0	100	435	18.7%	18.7%	0	0	0	0	0	-	-	18.7%	18.7%	435
令2当初目標	435	0	435	100	0	100	335	23.0%	23.0%	0	0	0	0	0	-	-	23.0%	23.0%	335

3. 30年度決算における未収債権の状況(件数、未収金残高、債務者数)

(残高の単位:千円)

旧分類	回収債権									整理債権							合計 ①~⑯
	③-C	③-D	③-E, F	③-G	①	②-A		②-B	③-H	④	⑨、⑩	⑧		⑤	⑦	⑥	
	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩	⑪	⑫	⑬	⑭	⑮	⑯	
強制公	滞納発生直後のもの(督促状未送付のもの)	督促状送付後、各種催告中又は納付交渉中のもの	督促状送付後、各種処分に向けて、財産調査中又は行方不明等で所在など調査中	差押手続中のもの又は交付要求中のもの	差押え後、換価手続中のもの又は換価予定のもの	換価猶予等又は履行延期の特約等又は分納誓約により、分割納付中であり、現在の分割納付額で、10年以内の完納見込があるもの	換価猶予等又は履行延期の特約等又は分納誓約により、分割納付中であり、現在の分割納付額では、完納まで10年以上要するもの	換価猶予等又は履行延期の特約等により、債務者の資力回復を待つため、納付を猶予(期限延長)しているもの	換価猶予等又は履行延期の特約等又は分納誓約を行ったが、分割納付の履行が滞り、再度、納付交渉中のもの	換価猶予等又は履行延期の特約等又は分納誓約を行ったが、換価見込のないもの又は換価済だが、未収金が残り、回収見込みのないもの	所在など調査後、なお、行方不明等又は相続人調査後、なお、相続人が未確定であるが、停止の判断に至れていないもの	債務者の代理人から債務整理の委任通知が届いたもの又は債務者が破産手続中のもの	債務者が破産免責決定を受けたもの	法に基づく滞納処分の停止の決議を行っているもの	債務者が生活困窮中だが、債権の特性上、停止の決議を行えないもの	消滅時効期間が経過しているもの	整理債権 ⑩~⑯ 計
非強公・私債権			債務名義の取得のため法的手続中のもの	債務名義の取得後、強制執行中又は強制執行予定のもの						債務名義を取得したが、債務者の財産少額により、強制執行見込のないもの			法に基づく徴収停止の決議を行っているもの	債務者が無資力だが、納付交渉に応じず、履行延期の特約等を行えないもの			合計 ①~⑯
過年度	件数									0				1			1
過年度	残高									0				535			535
現年度	件数									0							0
現年度	残高									0							0

【未収債権の件数及び債務者数並びに分類の考え方】
 ① 未収債権の件数は、原則、調定件数とする。調定をまとめて行っている場合は、事実上の債権の件数とする。(例: 毎月の定期給付債権の場合、1人の債務者につき、1年間で12件の債権が発生していることとなる。)
 ② 1つの債権に、連帯債務者や連帯保証人が設定されている場合であっても、調査票上、未収債権の件数は1件、債務者数は1人と考え、3の表は、未収債権の状況の進捗が最も進んでいる者の状況で分類する。
 ③ 債務者が死亡した場合、相続人が複数いる場合、相続割合に従い、債務が相続される(債務が分割して相続される)が、調査票上、未収債権の件数は1件、債務者数は1人と考える。それぞれの相続人で、未収債権の状況が異なっている場合、3の表は、相続された債務額の最も大きい相続人の状況で分類する。同額の場合は、未収債権の状況の進捗が最も進んでいる者の状況で分類する。
 ※ 未収債権の進捗状況 … ① → ② → ③ ⇒ 回収債権: (④ → ⑤) 又は ⑥ 又は ⑦ 又は ⑧ 又は ⑨ / 整理債権: { (⑩ 又は ⑪ 又は ⑫ → ⑬) } → ⑭ } 又は ⑮ → ⑯

30年度末時点の債務者数	1	過年度件数計+現年度件数計=30年度年度末未収金件数	1
	人	過年度残高計+現年度残高計=30年度年度末未収金残高(上記2の表のテ)	535

4. 30年度の取組内容の検証など

	過年度	現年度
取組内容	再度、大阪市債権管理・回収アドバイザーに相談・確認し、現地訪問を行う。	
取組実績	数年前に市債権回収アドバイザーへ相談し、今後現地訪問等を実施予定。	
課題	数年前に、債権者あてに弁済について確認したい旨を通知したが、回答がなかった。当事車両を運転していた加害者は行方不明、連帯保証人は既に他界しており、運転供用者へのコンタクトが滞っている。	
改善策	再度、問題点等を整理し、市債権回収アドバイザーへ相談し、現地訪問を行いたい。	

5. 令和元年度の取組内容（1.「30年度の未収金残高目標の達成状況」及び4.「30年度の取組内容の検証など」の内容を踏まえて記載すること）

	過年度	現年度
取組内容	再度、問題点等を整理し、市債権回収アドバイザーへ相談し、必要に応じて法的リスク審査を受け、現地訪問を行いたい。	

未収債権の目標及び具体処理策

所属	こども青少年局	課・担当	管理課	債権整理番号(3ケタ)	080	債権名	児童手当(旧法)返還金(過誤分)	債権区分	非強制徴収債権(非強公)
----	---------	------	-----	-------------	-----	-----	------------------	------	--------------

1. 30年度の未収金残高目標の達成状況

過年度	A	現年度	-	合計(過年度+現年度)	A	「A」… 目標を達成、「B1」… 取組は予定通り実施したが、目標は未達、「B2」… 取組を予定通り実施できず、目標も未達 「-」… 30年度途中で債権が新規発生したことにより目標設定していなかった場合など
-----	---	-----	---	-------------	---	---

2. 未収金残高の推移(実績及び目標)

(単位:千円)

	過年度分									現年度分							合計		
	前年度からの調定繰越額	年度中の調定変更額	調定額(過年度分)	徴収額(過年度分)	不納欠損額(過年度分)	未収金解消額(過年度分)	翌年度調定繰越額(過年度分)	過年度徴収率	過年度整理率	年間調定額(現年度分)	徴収額(現年度分)	不納欠損額(現年度分)	整理額(現年度分)	翌年度調定繰越額(現年度分)	現年度徴収率	現年度整理率	合計徴収率	合計整理率	年度末未収金残高
	ア =前年度のテ	イ	ウ =ア-イ	エ	オ	カ =イ+エ+オ	キ =ア-カ	ク =エ÷ウ	ケ =カ÷ア	コ	サ	シ	ス =サ+シ	セ =コ-ス	ソ =サ÷コ	タ =ス÷コ	チ =(エ+サ)÷(ウ+コ)	ツ =(カ+ス)÷(ア+コ)	テ =キ+セ
平28実績	9,937	0	9,937	110	4,077	4,187	5,750	1.1%	42.1%	0	0	0	0	0	-	-	1.1%	42.1%	5,750
平29実績	5,750	0	5,750	466	1,290	1,756	3,994	8.1%	30.5%	0	0	0	0	0	-	-	8.1%	30.5%	3,994
平30当初目標	2,515	0	2,515	503	0	503	2,012	20.0%	20.0%	0	0	0	0	0	-	-	20.0%	20.0%	2,012
平30実績	3,994	1,634	2,360	160	565	2,359	1,635	6.8%	59.1%	0	0	0	0	0	-	-	6.8%	59.1%	1,635
令元当初目標	2,012	0	2,012	503	0	503	1,509	25.0%	25.0%	0	0	0	0	0	-	-	25.0%	25.0%	1,509
令元努力目標	1,635	0	1,635	300	580	880	755	18.3%	53.8%	0	0	0	0	0	-	-	18.3%	53.8%	755
令2当初目標	755	0	755	100	0	100	655	13.2%	13.2%	0	0	0	0	0	-	-	13.2%	13.2%	655

3. 30年度決算における未収債権の状況(件数、未収金残高、債務者数)

(残高の単位:千円)

旧分類	回収債権									整理債権							合計 ①~⑯	
	③-C	③-D	③-E, F	③-G	①	②-A		②-B	③-H	④	⑨、⑩	⑧		⑤	⑦	⑥		
	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩	⑪	⑫	⑬	⑭	⑮	⑯		
状況	強制公	滞納発生直後のもの(督促状未送付のもの)	督促状送付後、各種催告中又は納付交渉中のもの	督促状送付後、各種処分に向けて、財産調査中又は行方不明等で所在など調査中	差押手続中のもの又は交付要求中のもの	差押え後、換価手続中のもの又は換価予定のもの	換価猶予等又は履行延期の特約等又は分納誓約により、分割納付中であり、現在の分割納付額で、10年以内の完納見込があるもの	換価猶予等又は履行延期の特約等又は分納誓約により、債務者の資力回復を待つため、納付を猶予(期限延長)しているもの	換価猶予等又は履行延期の特約等又は分納誓約を行ったが、分割納付の履行が滞り、再度、納付交渉中のもの	換価猶予等又は履行延期の特約等又は分納誓約を行ったが、換価見込のないもの又は換価済だが、未収金が残り、回収見込みのないもの	所在など調査後、なお、行方不明等又は相続人調査後、なお、相続人が未確定であるが、停止の判断に至れていないもの	債務者の代理人から債務整理の委任通知が届いたもの又は債務者が破産手続中のもの	債務者が破産免責決定を受けたもの	法に基づく滞納処分の停止の決議を行っているもの	債務者が生活困窮中だが、債権の特性上、停止の決議を行えないもの	消滅時効期間が経過しているもの	整理債権 ⑩~⑯ 計	
	非強公・私債権			債務名義の取得のため法的手続中のもの	債務名義の取得後、強制執行中又は強制執行予定のもの					債務名義を取得したが、債務者の財産少額により、強制執行見込のないもの			法に基づく徴収停止の決議を行っているもの	債務者が無資力だが、納付交渉に応じず、履行延期の特約等を行えないもの				
過年度	件数		7						1	8			1			1	2	10
	残高		645						410	1,055			140			440	580	1,635
現年度	件数									0							0	0
	残高									0							0	0

【未収債権の件数及び債務者数並びに分類の考え方】
 ① 未収債権の件数は、原則、調定件数とする。調定をまとめて行っている場合は、事実上の債権の件数とする。(例: 毎月の定期給付債権の場合、1人の債務者につき、1年間で12件の債権が発生していることとなる。)
 ② 1つの債権に、連帯債務者や連帯保証人が設定されている場合であっても、調査票上、未収債権の件数は1件、債務者数は1人と考え、3の表は、未収債権の状況の進捗が最も進んでいる者の状況で分類する。
 ③ 債務者が死亡した場合、相続人が複数いる場合、相続割合に従い、債務が相続される(債務が分割して相続される)が、調査票上、未収債権の件数は1件、債務者数は1人と考える。それぞれの相続人で、未収債権の状況が異なっている場合、3の表は、相続された債務額の最も大きい相続人の状況で分類する。同額の場合は、未収債権の状況の進捗が最も進んでいる者の状況で分類する。
 ※ 未収債権の進捗状況 … ① → ② → ③ ⇒ 回収債権: (④ → ⑤) 又は ⑥ 又は ⑦ 又は ⑧ 又は ⑨ / 整理債権: { (⑩ 又は ⑪ 又は ⑫ → ⑬) } → ⑭ } 又は ⑮ → ⑯

30年度末時点の債務者数	10	過年度件数計+現年度件数計=30年度年度末未収金件数	10
	人	過年度残高計+現年度残高計=30年度年度末未収金残高(上記2の表のテ)	1,635

4. 30年度の取組内容の検証など

	過年度	現年度
取組内容	<ul style="list-style-type: none"> ・支払が滞るケースについては、口座引き落としを案内し、確実な徴収に努める。 ・国外転出などの理由により徴収不能となっているケースについては、徴収停止等を検討する。 ・支払う能力があるにもかかわらず、返還しない悪質なケースについては法的措置実施を検討する。 ・各区を対象に未収金に係る事務指導を行った。 	—
取組実績	<ul style="list-style-type: none"> ・各区を対象に未収金の事務指導を行ったものの、古い債権が多く、居所不明等で納付交渉が難航している。 	—
課題	<ul style="list-style-type: none"> ・居所不明等で納付交渉に至っていないケースが多い。 	—
改善策	<ul style="list-style-type: none"> ・各区へ未収金に係る事務指導を行い、納付交渉に至らないケースについては財産調査等を行う。 ・資力があるにもかかわらず、納付しない等の悪質なケースについては、法的措置を検討する。 	—

5. 令和元年度の取組内容（1.「30年度の未収金残高目標の達成状況」及び4.「30年度の取組内容の検証など」の内容を踏まえて記載すること）

	過年度	現年度
取組内容	<ul style="list-style-type: none"> ・各区と連携し、資力があるにもかかわらず、納付しない等の悪質なケースについては、法的措置を検討する。 	—

未収債権の目標及び具体処理策

所属	こども青少年局	課・担当	管理課	債権整理番号(3ケタ)	090	債権名	児童手当(旧法)返還金(不正利得分)	債権区分	強制徴収公債権(強制公)
----	---------	------	-----	-------------	-----	-----	--------------------	------	--------------

1. 30年度の未収金残高目標の達成状況

過年度	A	現年度	-	合計(過年度+現年度)	A	「A」… 目標を達成、「B1」… 取組は予定通り実施したが、目標は未達、「B2」… 取組を予定通り実施できず、目標も未達 「-」… 30年度途中に債権が新規発生したことにより目標設定していなかった場合など
-----	---	-----	---	-------------	---	---

2. 未収金残高の推移(実績及び目標)

(単位:千円)

	過年度分									現年度分							合計		
	前年度からの調定繰越額	年度中の調定変更額	調定額(過年度分)	徴収額(過年度分)	不納欠損額(過年度分)	未収金解消額(過年度分)	翌年度調定繰越額(過年度分)	過年度徴収率	過年度整理率	年間調定額(現年度分)	徴収額(現年度分)	不納欠損額(現年度分)	整理額(現年度分)	翌年度調定繰越額(現年度分)	現年度徴収率	現年度整理率	合計徴収率	合計整理率	年度末未収金残高
	ア =前年度のテ	イ	ウ =ア-イ	エ	オ	カ =イ+エ+オ	キ =ア-カ	ク =エ÷ウ	ケ =カ÷ア	コ	サ	シ	ス =サ+シ	セ =コ-ス	ソ =サ÷コ	タ =ス÷コ	チ =(エ+サ)÷(ウ+コ)	ツ =(カ+ス)÷(ア+コ)	テ =キ+セ
平28実績	768	0	768	24	0	24	744	3.1%	3.1%	0	0	0	0	0	-	-	3.1%	3.1%	744
平29実績	744	0	744	18	0	18	726	2.4%	2.4%	0	0	0	0	0	-	-	2.4%	2.4%	726
平30当初目標	714	0	714	238	0	238	476	33.3%	33.3%	0	0	0	0	0	-	-	33.3%	33.3%	476
平30実績	726	-16	742	24	670	678	48	3.2%	93.4%	0	0	0	0	0	-	-	3.2%	93.4%	48
令元当初目標	476	0	476	238	0	238	238	50.0%	50.0%	0	0	0	0	0	-	-	50.0%	50.0%	238
令元努力目標	48	0	48	48	0	48	0	100.0%	100.0%	0	0	0	0	0	-	-	100.0%	100.0%	0
令2当初目標	0	0	0	0	0	0	0	-	-	0	0	0	0	0	-	-	-	-	0

3. 30年度決算における未収債権の状況(件数、未収金残高、債務者数)

(残高の単位:千円)

旧分類	回収債権									整理債権							合計 ①~⑯	
	③-C	③-D	③-E, F	③-G	①	②-A		②-B	③-H	④	⑨、⑩	⑧		⑤	⑦	⑥		
	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩	⑪	⑫	⑬	⑭	⑮	⑯		
強制公	滞納発生直後のもの(督促状未送付のもの)	督促状送付後、各種催告中又は納付交渉中のもの	督促状送付後、各種処分に向けて、財産調査中又は行方不明等で所在など調査中	差押手続中のもの又は交付要求中のもの	差押え後、換価手続中のもの又は換価予定のもの	換価猶予等又は履行延期の特約等又は分納誓約により、分割納付中であり、現在の分割納付額で、10年以内の完納見込があるもの	換価猶予等又は履行延期の特約等又は分納誓約により、分割納付中であり、現在の分割納付額では、完納まで10年以上要するもの	換価猶予等又は履行延期の特約等により、債務者の資力回復を待つため、納付を猶予(期限延長)しているもの	換価猶予等又は履行延期の特約等又は分納誓約を行ったが、分割納付の履行が滞り、再度、納付交渉中のもの	換価猶予等又は履行延期の特約等又は分納誓約を行ったが、換価見込のないもの又は換価済だが、未収金が残りの回収見込みのないもの	所在など調査後、なお、行方不明等又は相続人調査後、なお、相続人が未確定であるが、停止の判断に至れていないもの	債務者の代理人から債務整理の委任通知が届いたもの又は債務者が破産手続中のもの	債務者が破産免責決定を受けたもの	法に基づく滞納処分の停止の決議を行っているもの	債務者が生活困窮中だが、債権の特性上、停止の決議を行えないもの	消滅時効期間が経過しているもの	整理債権 ⑩~⑯ 計	
非強公・私債権			債務名義の取得のため法的手続中のもの	債務名義の取得後、強制執行中又は強制執行予定のもの						債務名義を取得したが、債務者の財産少額により、強制執行見込のないもの			法に基づく徴収停止の決議を行っているもの	債務者が無資力だが、納付交渉に応じず、履行延期の特約等を行えないもの			合計 ①~⑯	
過年度	件数					1				1							0	1
過年度	残高					48				48							0	48
現年度	件数									0							0	0
現年度	残高									0							0	0

【未収債権の件数及び債務者数並びに分類の考え方】
 ① 未収債権の件数は、原則、調定件数とする。調定をまとめて行っている場合は、事実上の債権の件数とする。(例: 毎月の定期給付債権の場合、1人の債務者につき、1年間で12件の債権が発生していることとなる。)
 ② 1つの債権に、連帯債務者や連帯保証人が設定されている場合であっても、調査票上、未収債権の件数は1件、債務者数は1人と考え、3の表は、未収債権の状況の進捗が最も進んでいる者の状況で分類する。
 ③ 債務者が死亡した場合、相続人が複数いる場合、相続割合に従い、債務が相続される(債務が分割して相続される)が、調査票上、未収債権の件数は1件、債務者数は1人と考える。それぞれの相続人で、未収債権の状況が異なっている場合、3の表は、相続された債務額の最も大きい相続人の状況で分類する。同額の場合は、未収債権の状況の進捗が最も進んでいる者の状況で分類する。
 ※ 未収債権の進捗状況 … ① → ② → ③ ⇒ 回収債権: (④ → ⑤) 又は ⑥ 又は ⑦ 又は ⑧ 又は ⑨ / 整理債権: { (⑩ 又は ⑪ 又は ⑫ → ⑬) } → ⑭ } 又は ⑮ → ⑯

30年度末時点の債務者数	1	過年度件数計+現年度件数計=30年度年度末未収金件数	1
	人	過年度残高計+現年度残高計=30年度年度末未収金残高(上記2の表のテ)	48

4. 30年度の取組内容の検証など

	過年度	現年度
取組内容	<ul style="list-style-type: none"> ・支払が滞るケースについては、口座引き落としを案内し、確実な徴収に努める。 ・国外転出などの理由により徴収不能となっているケースについては、徴収停止等を検討する。 ・支払う能力があるにも関わらず、返還しない悪質なケースについては法的措置実施を検討する。 ・各区を対象に未収金に係る事務指導を行った。 	—
取組実績	整理債権の整理を行った。徴収対象は1件のみとなった。この1件について、少額の納付であるが、現在分納中。	—
課題	課題なし。	—
改善策	未収金の消滅を目指し、厳しく徴収していく。	—

5. 令和元年度の取組内容（1.「30年度の未収金残高目標の達成状況」及び4.「30年度の取組内容の検証など」の内容を踏まえて記載すること）

	過年度	現年度
取組内容	債権残高は1名48千円のみとなった。徴収完了を目指す。	—

未収債権の目標及び具体処理策

所属	こども青少年局	課・担当	管理課	債権整理番号(3ケタ)	100	債権名	児童手当(新法)返還金(過誤分)	債権区分	非強制徴収債権(非強公)
----	---------	------	-----	-------------	-----	-----	------------------	------	--------------

1. 30年度の未収金残高目標の達成状況

過年度	B1	現年度	B1	合計(過年度+現年度)	B1	「A」… 目標を達成、「B1」… 取組は予定通り実施したが、目標は未達、「B2」… 取組を予定通り実施できず、目標も未達 「-」… 30年度途中で債権が新規発生したことにより目標設定していなかった場合など
-----	----	-----	----	-------------	----	---

2. 未収金残高の推移(実績及び目標)

(単位:千円)

	過年度分									現年度分							合計		
	前年度からの調定繰越額	年度中の調定変更額	調定額(過年度分)	徴収額(過年度分)	不納欠損額(過年度分)	未収金解消額(過年度分)	翌年度調定繰越額(過年度分)	過年度徴収率	過年度整理率	年間調定額(現年度分)	徴収額(現年度分)	不納欠損額(現年度分)	整理額(現年度分)	翌年度調定繰越額(現年度分)	現年度徴収率	現年度整理率	合計徴収率	合計整理率	年度末未収金残高
	ア =前年度のテ	イ	ウ =ア-イ	エ	オ	カ =イ+エ+オ	キ =ア-カ	ク =エ÷ウ	ケ =カ÷ア	コ	サ	シ	ス =サ+シ	セ =コ-ス	ソ =サ÷コ	タ =ス÷コ	チ =(エ+サ)÷(ウ+コ)	ツ =(カ+ス)÷(ア+コ)	テ =キ+セ
平28実績	11,382	-885	12,267	866	0	-19	11,401	7.1%	-0.2%	3,920	3,920	0	3,920	0	100.0%	100.0%	29.6%	25.5%	11,401
平29実績	11,401	-3,280	14,681	1,242	0	-2,038	13,439	8.5%	-17.9%	5,895	4,423	0	4,423	1,472	75.0%	75.0%	27.5%	13.8%	14,911
平30当初目標	14,811	0	14,811	2,963	0	2,963	11,848	20.0%	20.0%	0	0	0	0	0	-	-	20.0%	20.0%	11,848
平30実績	14,911	-2,053	16,964	1,666	1,390	1,003	13,908	9.8%	6.7%	5,980	3,772	0	3,772	2,208	63.1%	63.1%	23.7%	22.9%	16,116
令元当初目標	11,848	0	11,848	2,963	0	2,963	8,885	25.0%	25.0%	0	0	0	0	0	-	-	25.0%	25.0%	8,885
令元努力目標	16,116	0	16,116	1,258	0	1,258	14,858	7.8%	7.8%	0	0	0	0	0	-	-	7.8%	7.8%	14,858
令2当初目標	14,858	0	14,858	1,258	0	1,258	13,600	8.5%	8.5%	0	0	0	0	0	-	-	8.5%	8.5%	13,600

3. 30年度決算における未収債権の状況(件数、未収金残高、債務者数)

(残高の単位:千円)

旧分類	回収債権									整理債権							合計 ①~⑯	
	③-C	③-D	③-E, F	③-G	①	②-A		②-B	③-H	④	⑨、⑩	⑧		⑤	⑦	⑥		整理債権 ⑩~⑯ 計
	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩	⑪	⑫	⑬	⑭	⑮	⑯		
強 制 公	滞納発生直後のもの(督促状未送付のもの)	督促状送付後、各種催告中又は納付交渉中のもの	督促状送付後、各種処分に向けて、財産調査中又は行方不明等で所在など調査中	差押手続中のもの又は交付要求中のもの	差押え後、換価手続中のもの又は換価予定のもの	換価猶予等又は履行延期の特約等又は分納誓約により、分割納付中であり、現在の分割納付額で、10年以上の完納見込があるもの	換価猶予等又は履行延期の特約等又は分納誓約により、分割納付中であり、現在の分割納付額では、完納まで10年以上要するもの	換価猶予等又は履行延期の特約等により、債務者の資力回復を待つため、納付を猶予(期限延長)しているもの	換価猶予等又は履行延期の特約等又は分納誓約を行ったが、分割納付の履行が滞り、再度、納付交渉中のもの	換価猶予等又は履行延期の特約等	回収債権①~⑨計	差押えを行ったが、換価見込のないもの又は換価済だが、未収金が残り、回収見込みのないもの	所在など調査後、なお、行方不明等又は相続人調査後、なお、相続人が未確定であるが、停止の判断に至れていないもの	債務者の代理人から債務整理の委任通知が届いたもの又は債務者が破産手続中のもの	債務者が破産免責決定を受けたもの	法に基づく滞納処分の停止の決議を行っているもの	債務者が生活困窮中だが、債権の特性上、停止の決議を行えないもの	消滅時効期間が経過しているもの
非 強 公 ・ 私 債 権			債務名義の取得のため、個人債務者が死亡したため、相続人調査中のもの	債務名義の取得のため、法的手続中のもの	債務名義の取得後、強制執行中又は強制執行予定のもの						債務名義を取得したが、債務者の財産少額により、強制執行見込のないもの			法に基づく徴収停止の決議を行っているもの	債務者が無資力だが、納付交渉に応じず、履行延期の特約等を行えないもの			
過 年 度	件数	192				1	1			194			1				1	195
	残高	12,548				235	705			13,488			420				420	13,908
現 年 度	件数	39								39							0	39
	残高	2,207								2,207							0	2,207

【未収債権の件数及び債務者数並びに分類の考え方】
 ① 未収債権の件数は、原則、調定件数とする。調定をまとめて行っている場合は、事実上の債権の件数とする。(例: 毎月の定期給付債権の場合、1人の債務者につき、1年間で12件の債権が発生していることとなる。)
 ② 1つの債権に、連帯債務者や連帯保証人が設定されている場合であっても、調査票上、未収債権の件数は1件、債務者数は1人と考え、3の表は、未収債権の状況の進捗が最も進んでいる者の状況で分類する。
 ③ 債務者が死亡した場合、相続人が複数いる場合、相続割合に従い、債務が相続される(債務が分割して相続される)が、調査票上、未収債権の件数は1件、債務者数は1人と考える。それぞれの相続人で、未収債権の状況が異なっている場合、3の表は、相続された債務額の最も大きい相続人の状況で分類する。同額の場合は、未収債権の状況の進捗が最も進んでいる者の状況で分類する。
 ※ 未収債権の進捗状況 … ① → ② → ③ ⇒ 回収債権: (④ → ⑤) 又は ⑥ 又は ⑦ 又は ⑧ 又は ⑨ / 整理債権: { (⑩ 又は ⑪ 又は ⑫ → ⑬) } → ⑭ } 又は ⑮ → ⑯

30年度末時点の債務者数	234	過年度件数計+現年度件数計=30年度年度末未収金件数	234
	人	過年度残高計+現年度残高計=30年度年度末未収金残高(上記2の表のテ)	16,115

4. 30年度の取組内容の検証など

	過年度	現年度
取組内容	・所得更正等で遡って返還金が発生するケースが多発している。返還金が発生した場合は、速やかに一括納付を前提に納付交渉を行う。一括での支払いが困難と認められるケースについては、分割納付、口座引き落としの案内等、確実に徴収するように努める。	・所得更正等で遡って返還金が発生するケースが多発している。返還金が発生した場合は、速やかに一括納付を前提に納付交渉を行う。一括での支払いが困難と認められるケースについては、分割納付、口座引き落としの案内等、確実に徴収するように努める。
取組実績	上記の取組に加えて、各区へ未収金に係る事務指導を行った。	上記の取組に加えて、各区へ未収金に係る事務指導を行った。
課題	納付交渉に至らない債務者が多い。また、返還が長引くケースがある。	納付交渉に至らない債務者が多い。また、返還が長引くケースがある。
改善策	各区へ未収金に係る事務指導を行い、納付交渉に至らないケースについては財産調査等を行う。資力があるにもかかわらず、納付しない等の悪質なケースについては、法的措置を検討する。	各区へ未収金に係る事務指導を行い、納付交渉に至らないケースについては財産調査等を行う。資力があるにもかかわらず、納付しない等の悪質なケースについては、法的措置を検討する。

5. 令和元年度の取組内容（1.「30年度の未収金残高目標の達成状況」及び4.「30年度の取組内容の検証など」の内容を踏まえて記載すること）

	過年度	現年度
取組内容	各区と連携し、資力があるにもかかわらず、納付しない等の悪質なケースについては、法的措置を検討する。	各区と連携し、資力があるにもかかわらず、納付しない等の悪質なケースについては、法的措置を検討する。

未収債権の目標及び具体処理策

所属	こども青少年局	課・担当	管理課	債権整理番号(3ケタ)	110	債権名	児童手当(新法)返還金(不正利得分)	債権区分	強制徴収公債権(強制公)
----	---------	------	-----	-------------	-----	-----	--------------------	------	--------------

1. 30年度の未収金残高目標の達成状況

過年度	A	現年度	B1	合計(過年度+現年度)	B1	「A」… 目標を達成、「B1」… 取組は予定通り実施したが、目標は未達、「B2」… 取組を予定通り実施できず、目標も未達 「-」… 30年度途中に債権が新規発生したことにより目標設定していなかった場合など
-----	---	-----	----	-------------	----	---

2. 未収金残高の推移(実績及び目標)

(単位:千円)

	過年度分										現年度分						合計		
	前年度からの 調定繰越額	年度中の 調定変更額	調定額 (過年度分)	徴収額 (過年度分)	不納欠損額 (過年度分)	未収金 解消額 (過年度分)	翌年度 調定繰越額 (過年度分)	過年度 徴収率	過年度 整理率	年間調定額 (現年度分)	徴収額 (現年度分)	不納欠損額 (現年度分)	整理額 (現年度分)	翌年度 調定繰越額 (現年度分)	現年度 徴収率	現年度 整理率	合計 徴収率	合計 整理率	年度末 未収金残高
	ア =前年度のテ	イ	ウ =ア-イ	エ	オ	カ =イ+エ+オ	キ =ア-カ	ク =エ÷ウ	ケ =カ÷ア	コ	サ	シ	ス =サ+シ	セ =コ-ス	ソ =サ÷コ	タ =ス÷コ	チ =(エ+サ) ÷(ウ+コ)	ツ =(カ+ス) ÷(ア+コ)	テ =キ+セ
平28実績	725	125	600	130	0	255	470	21.7%	35.2%	685	685	0	685	0	100.0%	100.0%	63.4%	66.7%	470
平29実績	470	-195	665	70	0	-125	595	10.5%	-26.6%	450	255	0	255	195	56.7%	56.7%	29.1%	14.1%	790
平30当初目標	785	0	785	262	0	262	523	33.4%	33.4%	0	0	0	0	0	-	-	33.4%	33.4%	523
平30実績	790	580	210	0	0	580	210	0.0%	73.4%	2,165	1,704	0	1,704	461	78.7%	78.7%	71.7%	77.3%	671
令元当初目標	523	0	523	262	0	262	261	50.1%	50.1%	0	0	0	0	0	-	-	50.1%	50.1%	261
令元努力目標	671	0	671	300	0	300	371	44.7%	44.7%	0	0	0	0	0	-	-	44.7%	44.7%	371
令2当初目標	371	0	371	211	0	211	160	56.9%	56.9%	0	0	0	0	0	-	-	56.9%	56.9%	160

3. 30年度決算における未収債権の状況(件数、未収金残高、債務者数)

(残高の単位:千円)

旧分類	回収債権									整理債権							合計 ①~⑯	
	③-C	③-D	③-E, F	③-G	①	②-A		②-B	③-H	④	⑨、⑩	⑧		⑤	⑦	⑥		
	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩	⑪	⑫	⑬	⑭	⑮	⑯		
強制公	滞納発生直後のもの(督促状未送付のもの)	督促状送付後、各種催告中又は納付交渉中のもの	督促状送付後、各種処分に向けて、財産調査中又は行方不明等で所在など調査中	差押手続中のもの又は交付要求中のもの	差押え後、換価手続中のもの又は換価予定のもの	換価猶予等又は履行延期の特約等又は分納誓約により、分割納付中であり、現在の分割納付額で、10年以内の完納見込があるもの	換価猶予等又は履行延期の特約等又は分納誓約により、分割納付中であり、現在の分割納付額では、完納まで10年以上要するもの	換価猶予等又は履行延期の特約等により、債務者の資力回復を待つため、納付を猶予(期限延長)しているもの	換価猶予等又は履行延期の特約等又は分納誓約を行ったが、分割納付の履行が滞り、再度、納付交渉中のもの	換価猶予等又は履行延期の特約等又は分納誓約を行ったが、換価見込のないもの又は換価済だが、未収金が残りの回収見込みのないもの	所在など調査後、なお、行方不明等又は相続人調査後、なお、相続人が未確定であるが、停止の判断に至れていないもの	債務者の代理人から債務整理の委任通知が届いたもの又は債務者が破産手続中のもの	債務者が破産免責決定を受けたもの	法に基づく滞納処分の停止の決議を行っているもの	債務者が生活困窮中だが、債権の特性上、停止の決議を行えないもの	消滅時効期間が経過しているもの	整理債権 ⑩~⑯ 計	
非強公・私債権				債務名義の取得のため法的手続中のもの	債務名義の取得後、強制執行中又は強制執行予定のもの					債務名義を取得したが、債務者の財産少額により、強制執行見込のないもの			法に基づく徴収停止の決議を行っているもの	債務者が無資力だが、納付交渉に応じず、履行延期の特約等を行えないもの			合計 ①~⑯	
過年度	件数			1		1				2							0	2
過年度	残高			80		130				210							0	210
現年度	件数					1				1							0	1
現年度	残高					461				461							0	461

【未収債権の件数及び債務者数並びに分類の考え方】
 ① 未収債権の件数は、原則、調定件数とする。調定をまとめて行っている場合は、事実上の債権の件数とする。(例: 毎月の定期給付債権の場合、1人の債務者につき、1年間で12件の債権が発生していることとなる。)
 ② 1つの債権に、連帯債務者や連帯保証人が設定されている場合であっても、調査票上、未収債権の件数は1件、債務者数は1人と考え、3の表は、未収債権の状況の進捗が最も進んでいる者の状況で分類する。
 ③ 債務者が死亡した場合、相続人が複数いる場合、相続割合に従い、債務が相続される(債務が分割して相続される)が、調査票上、未収債権の件数は1件、債務者数は1人と考える。それぞれの相続人で、未収債権の状況が異なっている場合、3の表は、相続された債務額の最も大きい相続人の状況で分類する。同額の場合は、未収債権の状況の進捗が最も進んでいる者の状況で分類する。
 ※ 未収債権の進捗状況 … ① → ② → ③ ⇒ 回収債権: (④ → ⑤) 又は ⑥ 又は ⑦ 又は ⑧ 又は ⑨ / 整理債権: { (⑩ 又は ⑪ 又は ⑫ → ⑬) } → ⑭ } 又は ⑮ → ⑯

30年度末時点の債務者数	3	過年度件数計+現年度件数計=30年度年度末未収金件数	3
	人	過年度残高計+現年度残高計=30年度年度末未収金残高(上記2の表のテ)	671

4. 30年度の取組内容の検証など

	過年度	現年度
取組内容	・所得更正等で遡って返還金が発生するケースが多発している。返還金が発生した場合は、速やかに一括納付を前提に納付交渉を行う。一括での支払いが困難と認められるケースについては、分割納付、口座引き落としの案内等、確実に徴収するように努める。	・所得更正等で遡って返還金が発生するケースが多発している。返還金が発生した場合は、速やかに一括納付を前提に納付交渉を行う。一括での支払いが困難と認められるケースについては、分割納付、口座引き落としの案内等、確実に徴収するように努める。
取組実績	上記の取組に加えて、各区へ未収金に係る事務指導を行った。	上記の取組に加えて、返還の意思を見せなかった債務者について、差押えを行った。
課題	旧児童手当の債務者と同一人物の債務者がある。旧児童手当から少額ずつの分納中であるため、返還開始を待っている。 その他に納付交渉に至っていないケースが発生している。	少額ずつの分納があり、完納まで時間のかかるものが多い。
改善策	引続き、各区へ未収金に係る事務指導を行い、納付交渉に至らないケースについては財産調査を行い、資力がある場合は滞納処分を行う。	納付額の増額に向けて引き続き資力の動向を注視し、納付額の増額が可能であれば、厳しく徴収する。 滞った場合は、差押えを実施していく。

5. 令和元年度の取組内容（1.「30年度の未収金残高目標の達成状況」及び4.「30年度の取組内容の検証など」の内容を踏まえて記載すること）

	過年度	現年度
取組内容	納付交渉が行えていない債務者が1件あるため、財産調査を行い、資力がある場合には差押えを実施する。	分納中の債務者について、納付額の増額に向けて引き続き資力の動向を注視し、納付額の増額が可能であれば厳しく徴収する。 滞った場合は、差押えを実施していく。

未収債権の目標及び具体処理策

所属	こども青少年局	課・担当	保育所運営課	債権整理番号(3ケタ)	120	債権名	非常勤嘱託職員保険料過年度戻入(局)	債権区分	私債権
----	---------	------	--------	-------------	-----	-----	--------------------	------	-----

1. 30年度の未収金残高目標の達成状況

過年度	B1	現年度	-	合計(過年度+現年度)	B1	「A」… 目標を達成、「B1」… 取組は予定通り実施したが、目標は未達、「B2」… 取組を予定通り実施できず、目標も未達 「-」… 30年度途中に債権が新規発生したことにより目標設定していなかった場合など
-----	----	-----	---	-------------	----	---

2. 未収金残高の推移(実績及び目標)

(単位:千円)

	過年度分									現年度分							合計		
	前年度からの 調定繰越額	年度中の 調定変更額	調定額 (過年度分)	徴収額 (過年度分)	不納欠損額 (過年度分)	未収金 解消額 (過年度分)	翌年度 調定繰越額 (過年度分)	過年度 徴収率	過年度 整理率	年間調定額 (現年度分)	徴収額 (現年度分)	不納欠損額 (現年度分)	整理額 (現年度分)	翌年度 調定繰越額 (現年度分)	現年度 徴収率	現年度 整理率	合計 徴収率	合計 整理率	年度末 未収金残高
	ア =前年度のテ	イ	ウ =ア-イ	エ	オ	カ =イ+エ+オ	キ =ア-カ	ク =エ÷ウ	ケ =カ÷ア	コ	サ	シ	ス =サ+シ	セ =コ-ス	ソ =サ÷コ	タ =ス÷コ	チ =(エ+サ) ÷(ウ+コ)	ツ =(カ+ス) ÷(ア+コ)	テ =キ+セ
平28実績	501		501	501		501	0	100.0%	100.0%	140			0	140	0.0%	0.0%	78.2%	78.2%	140
平29実績	140		140			0	140	0.0%	0.0%				0	0	-	-	0.0%	0.0%	140
平30当初目標	0		0	0		0	0	-	-				0	0	-	-	-	-	0
平30実績	140		140			0	140	0.0%	0.0%				0	0	-	-	0.0%	0.0%	140
令元当初目標	0		0	0		0	0	-	-				0	0	-	-	-	-	0
令元努力目標	140		140	140		140	0	100.0%	100.0%				0	0	-	-	100.0%	100.0%	0
令2当初目標	0		0			0	0	-	-				0	0	-	-	-	-	0

3. 30年度決算における未収債権の状況(件数、未収金残高、債務者数)

(残高の単位:千円)

旧分類	回収債権									整理債権							合計 ①~⑯		
	③-C	③-D	③-E, F	③-G	①	②-A		②-B	③-H	④	⑨、⑩	⑧		⑤	⑦	⑥			
	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩	⑪	⑫	⑬	⑭	⑮	⑯			
強制公	滞納発生直後のもの(督促状未送付のもの)	督促状送付後、各種催告中又は納付交渉中のもの	督促状送付後、各種処分に向けて、財産調査中又は行方不明等で所在など調査中	差押手続中のもの又は交付要求中のもの	差押え後、換価手続中又は換価予定のもの	換価猶予等又は履行延期の特約等又は分納誓約により、分割納付中であり、現在の分割納付額で、10年以内の完納見込があるもの	換価猶予等又は履行延期の特約等又は分納誓約により、分割納付中であり、現在の分割納付額では、完納まで10年以上要するもの	換価猶予等又は履行延期の特約等により、債務者の資力回復を待つため、納付を猶予(期限延長)しているもの	換価猶予等又は履行延期の特約等又は分納誓約を行ったが、分割納付の履行が滞り、再度、納付交渉中のもの	換価猶予等又は履行延期の特約等	回収債権①~⑨計	差押えを行ったが、換価見込のないもの又は換価済だが、未収金が残りのないもの	所在など調査後、なお、行方不明等又は相続人調査後、なお、相続人が未確定であるが、停止の判断に至れていないもの	債務者の代理人から債務整理の委任通知が届いたもの又は債務者が破産手続中のもの	債務者が破産免責決定を受けたもの	法に基づく滞納処分の停止の決議を行っているもの	債務者が生活困窮中だが、債権の特性上、停止の決議を行えないもの	消滅時効期間が経過しているもの	整理債権⑩~⑯計
非強公・私債権			債務名義の取得のため法的手続中のもの	債務名義の取得後、強制執行中又は強制執行予定のもの							債務名義を取得したが、債務者の財産少額により、強制執行見込のないもの		法に基づく徴収停止の決議を行っているもの	債務者が無資力だが、納付交渉に応じず、履行延期の特約等を行えないもの					
過年度	件数		1							1								0	1
過年度	残高		140							140								0	140
現年度	件数									0								0	0
現年度	残高									0								0	0

【未収債権の件数及び債務者数並びに分類の考え方】
 ① 未収債権の件数は、原則、調定件数とする。調定をまとめて行っている場合は、事実上の債権の件数とする。(例: 毎月の定期給付債権の場合、1人の債務者につき、1年間で12件の債権が発生していることとなる。)
 ② 1つの債権に、連帯債務者や連帯保証人が設定されている場合であっても、調査票上、未収債権の件数は1件、債務者数は1人と考え、3の表は、未収債権の状況の進捗が最も進んでいる者の状況で分類する。
 ③ 債務者が死亡した場合、相続人が複数いる場合、相続割合に従い、債務が相続される(債務が分割して相続される)が、調査票上、未収債権の件数は1件、債務者数は1人と考える。それぞれの相続人で、未収債権の状況が異なっている場合、3の表は、相続された債務額の最も大きい相続人の状況で分類する。同額の場合は、未収債権の状況の進捗が最も進んでいる者の状況で分類する。
 ※ 未収債権の進捗状況 … ① → ② → ③ ⇒ 回収債権: (④ → ⑤) 又は ⑥ 又は ⑦ 又は ⑧ 又は ⑨ / 整理債権: { (⑩ 又は ⑪ 又は ⑫ → ⑬) } → ⑭ } 又は ⑮ → ⑯

30年度末時点の債務者数	1	過年度件数計+現年度件数計=30年度年度末未収金件数	1
	人	過年度残高計+現年度残高計=30年度年度末未収金残高(上記2の表のテ)	140

4. 30年度の取組内容の検証など

	過年度	現年度
取組内容	滞納者に対して納付督促を行う。	—
取組実績	納付されなかった。	—
課題	当該未収金は、未収金の当初納付期限を過ぎたことによる遅延損害金であるが、滞納者の理解が得られていない。	—
改善策	引き続き納付督促を行うとともに、分納誓約を行い、未収金を分割するなど、計画的な納付を求めていく。	—

5. 令和元年度の取組内容（1.「30年度の未収金残高目標の達成状況」及び4.「30年度の取組内容の検証など」の内容を踏まえて記載すること）

	過年度	現年度
取組内容	<ul style="list-style-type: none"> ・文書催告や電話連絡による納付督促を実施する。 ・滞納者の経済的状況を確認し、分納誓約を行うなど、未収金を分割して計画的に徴収することで未収金残高を減少させる。 	—

未収債権の目標及び具体処理策

所属	こども青少年局	課・担当	子育て支援部こども家庭課医療助成担当	債権整理番号(3ケタ)	140	債権名	ひとり親家庭医療費助成返還金	債権区分	私債権
----	---------	------	--------------------	-------------	-----	-----	----------------	------	-----

1. 30年度の未収金残高目標の達成状況

過年度	B1	現年度	B1	合計(過年度+現年度)	B1	「A」… 目標を達成、「B1」… 取組は予定通り実施したが、目標は未達、「B2」… 取組を予定通り実施できず、目標も未達 「ー」… 30年度途中で債権が新規発生したことにより目標設定していなかった場合など
-----	----	-----	----	-------------	----	---

2. 未収金残高の推移(実績及び目標)

	過年度分									現年度分							合計		
	前年度からの調定繰越額	年度中の調定変更額	調定額(過年度分)	徴収額(過年度分)	不納欠損額(過年度分)	未収金解消額(過年度分)	翌年度調定繰越額(過年度分)	過年度徴収率	過年度整理率	年間調定額(現年度分)	徴収額(現年度分)	不納欠損額(現年度分)	整理額(現年度分)	翌年度調定繰越額(現年度分)	現年度徴収率	現年度整理率	合計徴収率	合計整理率	年度末未収金残高
	ア =前年度のテ	イ	ウ =ア-イ	エ	オ	カ =イ+エ+オ	キ =ア-カ	ク =エ÷ウ	ケ =カ÷ア	コ	サ	シ	ス =サ+シ	セ =コ-ス	ソ =サ÷コ	タ =ス÷コ	チ =(エ+サ)÷(ウ+コ)	ツ =(カ+ス)÷(ア+コ)	テ =キ+セ
平28実績	78	0	78	0	0	0	78	0.0%	0.0%	0	0	0	0	0	-	-	0.0%	0.0%	78
平29実績	78	-2,815	2,893	319	0	-2,496	2,574	11.0%	-3200.0%	2,087	1,864	0	1,864	223	89.3%	89.3%	43.8%	-29.2%	2,797
平30当初目標	62	0	62	8	0	8	54	12.9%	12.9%	0	0	0	0	0	-	-	12.9%	12.9%	54
平30実績	2,797	0	2,797	449	9	458	2,339	16.1%	16.4%	4,508	2,604	0	2,604	1,904	57.8%	57.8%	41.8%	41.9%	4,243
令元当初目標	54	0	54	6	0	6	48	11.1%	11.1%	0	0	0	0	0	-	-	11.1%	11.1%	48
令元努力目標	4,243	0	4,243	575	0	575	3,668	13.6%	13.6%	2,198	1,616	0	1,616	582	73.5%	73.5%	34.0%	34.0%	4,250
令2当初目標	4,250	0	4,250	576	0	576	3,674	13.6%	13.6%	2,931	2,155	0	2,155	776	73.5%	73.5%	38.0%	38.0%	4,450

3. 30年度決算における未収債権の状況(件数、未収金残高、債務者数)

旧分類	回収債権									整理債権							合計 ①~⑯		
	③-C	③-D	③-E, F	③-G	①	②-A		②-B	③-H	④	⑨、⑩	⑧		⑤	⑦	⑥			
	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩	⑪	⑫	⑬	⑭	⑮	⑯			
状況	強制公	滞納発生直後のもの(督促状未送付のもの)	督促状送付後、各種催告中又は納付交渉中のもの	督促状送付後、各種処分に向けて、財産調査中又は行方不明等で所在など調査中	差押手続中のもの又は交付要求中のもの	差押え後、換価手続中のもの又は換価予定のもの	換価猶予等又は履行延期の特約等又は分納誓約により、分割納付中であり、現在の分割納付額で、10年以内の完納見込があるもの	換価猶予等又は履行延期の特約等又は分納誓約により、債務者の資力回復を待つため、納付を猶予(期限延長)しているもの	換価猶予等又は履行延期の特約等又は分納誓約を行ったが、分割納付の履行が滞り、再度、納付交渉中のもの	換価猶予等又は履行延期の特約等又は分納誓約を行ったが、換価見込のないもの又は換価済だが、未収金が残り、回収見込みのないもの	所在など調査後、なお、行方不明等又は相続人調査後、なお、相続人が未確定であるが、停止の判断に至れていないもの	債務者の代理人から債務整理の委任通知が届いたもの又は債務者が破産手続中のもの	債務者が破産免責決定を受けたもの	法に基づく滞納処分の停止の決議を行っているもの	債務者が生活困窮中だが、債権の特性上、停止の決議を行えないもの	消滅時効期間が経過しているもの	整理債権 ⑩~⑯ 計		
	非強公・私債権	債務名義の取得のため法的手続中のもの	債務名義の取得後、強制執行中又は相続人調査中のもの	債務名義の取得のため法的手続中のもの	債務名義の取得後、強制執行中又は相続人調査中のもの	債務名義の取得後、強制執行中又は相続人調査中のもの	債務名義の取得後、強制執行中又は相続人調査中のもの	債務名義の取得後、強制執行中又は相続人調査中のもの	債務名義の取得後、強制執行中又は相続人調査中のもの	債務名義の取得後、強制執行中又は相続人調査中のもの	債務名義の取得後、強制執行中又は相続人調査中のもの	債務名義の取得後、強制執行中又は相続人調査中のもの	債務名義の取得後、強制執行中又は相続人調査中のもの	債務名義の取得後、強制執行中又は相続人調査中のもの	債務名義の取得後、強制執行中又は相続人調査中のもの	債務名義の取得後、強制執行中又は相続人調査中のもの	債務名義の取得後、強制執行中又は相続人調査中のもの		
過年度	件数	0	110	4	0	0	1	1		116				1			1	117	
	残高	0	1,794	204	0	0	35	191	0	2,224	0	0	0	115	0	0	0	115	2,339
現年度	件数	1	28	0			8			37							0	37	
	残高	236	685	0	0	0	983	0	0	1,904	0	0	0	0	0	0	0	1,904	

【未収債権の件数及び債務者数並びに分類の考え方】
 ① 未収債権の件数は、原則、調定件数とする。調定をまとめて行っている場合は、事実上の債権の件数とする。(例: 毎月の定期給付債権の場合、1人の債務者につき、1年間で12件の債権が発生していることとなる。)
 ② 1つの債権に、連帯債務者や連帯保証人が設定されている場合であっても、調査票上、未収債権の件数は1件、債務者数は1人と考え、3の表は、未収債権の状況の進捗が最も進んでいる者の状況で分類する。
 ③ 債務者が死亡した場合、相続人が複数いる場合、相続割合に従い、債務が相続される(債務が分割して相続される)が、調査票上、未収債権の件数は1件、債務者数は1人と考える。それぞれの相続人で、未収債権の状況が異なっている場合、3の表は、相続された債務額の最も大きい相続人の状況で分類する。同額の場合は、未収債権の状況の進捗が最も進んでいる者の状況で分類する。
 ※ 未収債権の進捗状況 … ①→②→③ ⇒ 回収債権: (④→⑤)又は(⑥)又は(⑦)又は(⑧)又は(⑨) / 整理債権: {(⑩)又は(⑪)又は(⑫)→(⑬)}→(⑭)又は(⑮)→(⑯)

30年度末時点の債務者数	140	過年度件数計+現年度件数計=30年度年度末未収金件数	154
	人	過年度残高計+現年度残高計=30年度年度末未収金残高(上記2の表のテ)	4,243

4. 30年度の取組内容の検証など

	過年度	現年度
取組内容	・交渉中のものについて、未収金徴収に係る取組を強化する時期を設定し、また、定期的に各区と連携の上、収納状況・督促状況を共有し、滞納世帯との接触の強化を図る。	・未収金徴収に係る取組を強化する時期を設定し、また、定期的に各区と連携の上、収納状況・督促状況を共有し、滞納世帯との接触の強化を図る。 ・返還金を発生させない取組として、資格喪失後受診を防ぐために制度周知のお知らせの送付及び医療証の早期回収に取り組む。
取組実績	・交渉中のものについて、昨年度に引き続き、未収金徴収強化週間を決め、各区の収納状況・督促状況を共有化し、滞納世帯との接触を強化することで、世帯状況を把握し、未収金の解消に取り組んだ。 ・返還金回収マニュアルを整備した。	・平成30年末に未収金徴収強化週間を決め、各区の収納状況・督促状況を共有化し、滞納世帯との接触を強化することで、世帯状況を把握し、未収金の解消に取り組んだ。 ・返還金回収マニュアルを整備した。
課題	滞納世帯との接触を強化し、納付に向けた交渉を行うことで、一部の未収金は解消でき、徴収率も前年度を上回ったが、未収金全体の解消には至っていない。	滞納世帯との接触を強化し、納付に向けた交渉を行うことで、一部の未収金は解消できたが、未収金全体の解消には至っていない。
改善策	・催告書の発送及び電話等により滞納世帯との接触を強化し、未収金の解消を図る。 ・居所調査を行い、滞納世帯の居所を特定し、接触を図る。	・未収金徴収に係る取組を強化する時期を設定し、各区と連携の上、収納状況・督促状況を共有し、滞納世帯との接触を強化することで、世帯状況を把握し、未収金の解消を図る。 ・返還金を発生させない取組として、資格喪失後受診を防ぐために制度周知のお知らせの送付や医療証の早期回収を行う。

5. 令和元年度の取組内容（1.「30年度の未収金残高目標の達成状況」及び4.「30年度の取組内容の検証など」の内容を踏まえて記載すること）

	過年度	現年度
取組内容	・交渉中のものについて、未収金徴収に係る取組を強化する時期を設定し、また、定期的に各区と連携の上、収納状況・督促状況を共有し、滞納世帯との接触の強化を図る。 ・通常の研修に加えて区との勉強会を開催し全体的な知識向上と未収金解消を図る。	・未収金徴収に係る取組を強化する時期を設定し、また、定期的に各区と連携の上、収納状況・督促状況を共有し、滞納世帯との接触の強化を図る。 ・返還金を発生させない取組として、資格喪失後受診を防ぐために制度周知のお知らせの送付及び医療証の早期回収に取り組む。 ・通常の研修に加えて区との勉強会を開催し全体的な知識向上と未収金解消を図る。

未収債権の目標及び具体処理策

所属	こども青少年局	課・担当	こども家庭課医療助成グループ	債権整理番号(3ケタ)	150	債権名	乳幼児医療費助成返還金	債権区分	私債権
----	---------	------	----------------	-------------	-----	-----	-------------	------	-----

1. 30年度の未収金残高目標の達成状況

過年度	B1	現年度	A	合計(過年度+現年度)	B1
「A」… 目標を達成、「B1」… 取組は予定通り実施したが、目標は未達、「B2」… 取組を予定通り実施できず、目標も未達 「ー」… 30年度途中に債権が新規発生したことにより目標設定していなかった場合など					

2. 未収金残高の推移(実績及び目標)

(単位:千円)

	過年度分								現年度分								合計		
	前年度からの 調定繰越額	年度中の 調定変更額	調定額 (過年度分)	徴収額 (過年度分)	不納欠損額 (過年度分)	未収金 解消額 (過年度分)	翌年度 調定繰越額 (過年度分)	過年度 徴収率	過年度 整理率	年間調定額 (現年度分)	徴収額 (現年度分)	不納欠損額 (現年度分)	整理額 (現年度分)	翌年度 調定繰越額 (現年度分)	現年度 徴収率	現年度 整理率	合計 徴収率	合計 整理率	年度末 未収金残高
	ア =前年度のテ	イ	ウ =ア-イ	エ	オ	カ =イ+エ+オ	キ =ア-カ	ク =エ÷ウ	ケ =カ÷ア	コ	サ	シ	ス =サ+シ	セ =コ-ス	ソ =サ÷コ	タ =ス÷コ	チ =(エ+サ) ÷(ウ+コ)	ツ =(カ+ス) ÷(ア+コ)	テ =キ+セ
平28実績	33	0	33	9	2	11	22	27.3%	33.3%	1,979	1,914	0	1,914	65	96.7%	96.7%	95.6%	95.7%	87
平29実績	87	-152	239	23	0	-129	216	9.6%	-148.3%	1,396	1,283	0	1,283	113	91.9%	91.9%	79.9%	77.8%	329
平30当初目標	70	0	70	45	0	45	25	64.3%	64.3%	1,427	1,383	0	1,383	44	96.9%	96.9%	95.4%	95.4%	69
平30実績	329	0	329	33	0	33	296	10.0%	10.2%	1,243	1,226	0	1,226	17	98.6%	98.6%	80.1%	80.1%	313
令和当初目標	69	0	69	45	0	45	24	65.2%	65.2%	1,427	1,383	0	1,383	44	96.9%	96.9%	95.5%	95.5%	68
令和努力目標	313	0	313	49	0	49	264	15.7%	15.7%	1,539	1,474	0	1,474	65	95.8%	95.8%	82.2%	82.2%	329
令和当初目標	329	0	329	39	0	39	290	11.9%	11.9%	1,393	1,330	0	1,330	63	95.5%	95.5%	79.5%	79.5%	353

3. 30年度決算における未収債権の状況(件数、未収金残高、債務者数)

(残高の単位:千円)

旧分類	回収債権								整理債権								合計 ①~⑯								
	③-C	③-D	③-E, F	③-G	①	②-A	②-B	③-H	④	⑨, ⑩	⑧	⑤	⑦	⑥											
	① 滞納発生直後のもの(督促状未送付のもの)	② 督促状送付後、各種催告中又は納付交渉中のもの	③ 督促状送付後、各種処分に向けて、財産調査中又は行方不明等で所在など調査中又は個人債務者が死亡したため、相続人調査中のもの	④ 差押手続中のもの又は交付要求中のもの	⑤ 差押え後、換価手続中又は換価予定のもの	⑥ 換価猶予等又は履行延期の特約等又は分納誓約により、分割納付中であり、現在の分割納付額で、10年以内の完納見込があるもの	⑦ 換価猶予等又は履行延期の特約等又は分納誓約により、分割納付中であり、現在の分割納付額では、10年以上要するもの	⑧ 換価猶予等又は履行延期の特約等又は債務者の資力回復を待つため、納付を猶予(期限延長)しているもの	⑨ 換価猶予等又は履行延期の特約等又は分納誓約を行ったが、分割納付の履行が滞り、再度、納付交渉中のもの	⑩ 差押えを行ったが、換価見込のないもの又は換価済だが、未収金が残りの回収見込みのないもの	⑪ 所在など調査後、なお、行方不明等又は相続人調査後、なお、相続人が未確定であるが、停止の判断に至れていないもの	⑫ 債務者の代理人から債務整理の委任通知が届いたもの又は債務者が破産手続中のもの	⑬ 債務者が破産免責決定を受けたもの	⑭ 法に基づく滞納処分の停止の決議を行っているもの	⑮ 債務者が生活困窮中だが、債権の特性上、停止の決議を行えないもの	⑯ 消滅時効期間が経過しているもの									
強制公債権																									
非強制公・私債権																									
過年度	件数		42	2						44													2		46
過年度	残高		293	2						295													1		296
現年度	件数		11	2						13													0		13
現年度	残高		16	1						17													0		17

【未収債権の件数及び債務者数並びに分類の考え方】

- ① 未収債権の件数は、原則、調定件数とする。調定をまとめて行っている場合は、事実上の債権の件数とする。(例: 毎月の定期給付債権の場合、1人の債務者につき、1年間で12件の債権が発生していることとなる。)
- ② 1つの債権に、連帯債務者や連帯保証人が設定されている場合であっても、調査票上、未収債権の件数は1件、債務者数は1人と考え、3の表は、未収債権の状況の進捗が最も進んでいる者の状況で分類する。
- ③ 債務者が死亡した場合で、相続人が複数いる場合、相続割合に従い、債務が相続される(債務者が分割して相続される)が、調査票上、未収債権の件数は1件、債務者数は1人と考える。

30年度末時点の債務者数

51

過年度件数計+現年度件数計=30年度年度末未収金件数

59

過年度残高計+現年度残高計=30年度年度末未収金残高(上記2の表のテ)

313

それぞれの相続人で、未収債権の状況が異なっている場合、3の表は、相続された債務額の最も大きい相続人の状況で分類する。同額の場合は、未収債権の状況の進捗が最も進んでいる者の状況で分類する。
 ※ 未収債権の進捗状況 … ① → ② → ③ ⇒ 回収債権：(④ → ⑤) 又は ⑥ 又は ⑦ 又は ⑧ 又は ⑨ / 整理債権：{(⑩ 又は ⑪ 又は (⑫ → ⑬)) → ⑭} 又は ⑮ → ⑯

人

4. 30年度の取組内容の検証など

	過年度	現年度
取組内容	<ul style="list-style-type: none"> 交渉中のものについて、未収金徴収に係る取組を強化する時期を設定し、また、定期的に各区と連携の上、収納状況・督促状況を共有し、滞納世帯との接触の強化を図る。 	<ul style="list-style-type: none"> 未収金徴収に係る取組を強化する時期を設定し、また、定期的に各区と連携の上、収納状況・督促状況を共有し、滞納世帯との接触の強化を図る。 返還金を発生させない取組として、資格喪失後受診を防ぐために制度周知のお知らせの送付及び医療証の早期回収に取り組む。
取組実績	<ul style="list-style-type: none"> 交渉中のものについて、昨年度に引き続き、未収金徴収強化週間を決め、各区の収納状況・督促状況を共有化し、滞納世帯との接触を強化することで、世帯状況を把握し、未収金の解消に取り組んだ。 返還金回収マニュアルを整備した。 	<ul style="list-style-type: none"> 平成30年末に未収金徴収強化週間を決め、各区の収納状況・督促状況を共有化し、滞納世帯との接触を強化することで、世帯状況を把握し、未収金の解消に取り組んだ。 返還金回収マニュアルを整備した。
課題	<ul style="list-style-type: none"> 滞納世帯との接触を強化し、納付に向けた交渉を行うことで、一部の未収金は解消でき、徴収率も前年度を上回ったが、未収金全体の解消には至っていない。 一部滞納世帯について、日中不在や居所不明等の理由から接触が困難である。 	<ul style="list-style-type: none"> 滞納世帯との接触を強化し、納付に向けた交渉を行うことで、一部の未収金は解消できたが、未収金全体の解消には至っていない。
改善策	<ul style="list-style-type: none"> 催告書の発送及び電話等により滞納世帯との接触を強化し、未収金の解消を図る。 居所調査を行い、滞納世帯の居所を特定し、接触を図る。 	<ul style="list-style-type: none"> 未収金徴収に係る取組を強化する時期を設定し、各区と連携の上、収納状況・督促状況を共有し、滞納世帯との接触を強化することで、世帯状況を把握し、未収金の解消を図る。 返還金を発生させない取組として、資格喪失後受診を防ぐために制度周知のお知らせの送付や医療証の早期回収を行う。

5. 令和元年度の取組内容（1.「30年度の未収金残高目標の達成状況」及び4.「30年度の取組内容の検証など」の内容を踏まえて記載すること）

	過年度	現年度
取組内容	<ul style="list-style-type: none"> 交渉中のものについて、未収金徴収に係る取組を強化する時期を設定し、また、定期的に各区と連携の上、収納状況・督促状況を共有し、滞納世帯との接触の強化を図る。 通常の研修に加えて区との勉強会を開催し全体的な知識向上と未収金解消を図る。 	<ul style="list-style-type: none"> 未収金徴収に係る取組を強化する時期を設定し、また、定期的に各区と連携の上、収納状況・督促状況を共有し、滞納世帯との接触の強化を図る。 返還金を発生させない取組として、資格喪失後受診を防ぐために制度周知のお知らせの送付及び医療証の早期回収に取り組む。 通常の研修に加えて区との勉強会を開催し全体的な知識向上と未収金解消を図る。

未収債権の目標及び具体処理策

所属	こども青少年局	課・担当	管理課	債権整理番号(3ケタ)	160	債権名	子ども手当返還金(過誤分)	債権区分	非強制徴収債権(非強公)
----	---------	------	-----	-------------	-----	-----	---------------	------	--------------

1. 30年度の未収金残高目標の達成状況

過年度	A	現年度	-	合計(過年度+現年度)	A	「A」… 目標を達成、「B1」… 取組は予定通り実施したが、目標は未達、「B2」… 取組を予定通り実施できず、目標も未達 「-」… 30年度途中で債権が新規発生したことにより目標設定していなかった場合など
-----	---	-----	---	-------------	---	---

2. 未収金残高の推移(実績及び目標)

(単位:千円)

	過年度分									現年度分						合計			
	前年度からの 調定繰越額	年度中の 調定変更額	調定額 (過年度分)	徴収額 (過年度分)	不納欠損額 (過年度分)	未収金 解消額 (過年度分)	翌年度 調定繰越額 (過年度分)	過年度 徴収率	過年度 整理率	年間調定額 (現年度分)	徴収額 (現年度分)	不納欠損額 (現年度分)	整理額 (現年度分)	翌年度 調定繰越額 (現年度分)	現年度 徴収率	現年度 整理率	合計 徴収率	合計 整理率	年度末 未収金残高
	ア =前年度のテ	イ	ウ =ア-イ	エ	オ	カ =イ+エ+オ	キ =ア-カ	ク =エ÷ウ	ケ =カ÷ア	コ	サ	シ	ス =サ+シ	セ =コ-ス	ソ =サ÷コ	タ =ス÷コ	チ =(エ+サ) ÷(ウ+コ)	ツ =(カ+ス) ÷(ア+コ)	テ =キ+セ
平28実績	12,452	0	12,452	189	2,717	2,906	9,546	1.5%	23.3%	0	0	0	0	0	-	-	1.5%	23.3%	9,546
平29実績	9,546	0	9,546	292	2,207	2,499	7,047	3.1%	26.2%	0	0	0	0	0	-	-	3.1%	26.2%	7,047
平30当初目標	7,524	0	7,524	1,505	0	1,505	6,019	20.0%	20.0%	0	0	0	0	0	-	-	20.0%	20.0%	6,019
平30実績	7,047	366	6,681	394	3,281	4,041	3,006	5.9%	57.3%	0	0	0	0	0	-	-	5.9%	57.3%	3,006
令元当初目標	6,019	0	6,019	1,505	0	1,505	4,514	25.0%	25.0%	0	0	0	0	0	-	-	25.0%	25.0%	4,514
令元努力目標	3,006	0	3,006	292	2,000	2,292	714	9.7%	76.2%	0	0	0	0	0	-	-	9.7%	76.2%	714
令2当初目標	714	0	714	292	0	292	422	40.9%	40.9%	0	0	0	0	0	-	-	40.9%	40.9%	422

3. 30年度決算における未収債権の状況(件数、未収金残高、債務者数)

(残高の単位:千円)

旧分類	回収債権									整理債権							合計 ①~⑯		
	③-C	③-D	③-E, F	③-G	①	②-A		②-B	③-H	④	⑨、⑩	⑧		⑤	⑦	⑥			
	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩	⑪	⑫	⑬	⑭	⑮	⑯			
状況	強制公	滞納発生直後のもの(督促状未送付のもの)	督促状送付後、各種催告中又は納付交渉中のもの	督促状送付後、各種処分に向けて、財産調査中又は行方不明等で所在など調査中	差押手続中のもの又は交付要求中のもの	差押え後、換価手続中のもの又は換価予定のもの	換価猶予等又は履行延期の特約等又は分納誓約により、分割納付中であり、現在の分割納付額で、10年以内の完納見込があるもの	換価猶予等又は履行延期の特約等又は分納誓約により、債務者の資力回復を待つため、納付を猶予(期限延長)しているもの	換価猶予等又は履行延期の特約等又は分納誓約を行ったが、分割納付の履行が滞り、再度、納付交渉中のもの	換価猶予等又は履行延期の特約等又は分納誓約を行ったが、分割納付の履行が滞り、再度、納付交渉中のもの	回収債権①~⑨計	差押えを行ったが、換価見込のないもの又は換価済だが、未収金が残りの回収見込みのないもの	所在など調査後、なお、行方不明等又は相続人調査後、なお、相続人が未確定であるが、停止の判断に至れていないもの	債務者の代理人から債務整理の委任通知が届いたもの又は債務者が破産手続中のもの	債務者が破産免責決定を受けたもの	法に基づく滞納処分の停止の決議を行っているもの	債務者が生活困窮中だが、債権の特性上、停止の決議を行えないもの	消滅時効期間が経過しているもの	整理債権⑩~⑯計
	非強公・私債権			債務名義の取得のため法的手続中のもの	債務名義の取得後、強制執行中又は強制執行予定のもの						債務名義を取得したが、債務者の財産少額により、強制執行見込のないもの		法に基づく徴収停止の決議を行っているもの	債務者が無資力だが、納付交渉に応じず、履行延期の特約等を行えないもの					
過年度	件数		21					1		22							1	1	23
	残高		1,770					324		2,094							912	912	3,006
現年度	件数									0								0	0
	残高									0								0	0

【未収債権の件数及び債務者数並びに分類の考え方】
 ① 未収債権の件数は、原則、調定件数とする。調定をまとめて行っている場合は、事実上の債権の件数とする。(例: 毎月の定期給付債権の場合、1人の債務者につき、1年間で12件の債権が発生していることとなる。)
 ② 1つの債権に、連帯債務者や連帯保証人が設定されている場合であっても、調査票上、未収債権の件数は1件、債務者数は1人と考え、3の表は、未収債権の状況の進捗が最も進んでいる者の状況で分類する。
 ③ 債務者が死亡した場合、相続人が複数いる場合、相続割合に従い、債務が相続される(債務が分割して相続される)が、調査票上、未収債権の件数は1件、債務者数は1人と考える。それぞれの相続人で、未収債権の状況が異なっている場合、3の表は、相続された債務額の最も大きい相続人の状況で分類する。同額の場合は、未収債権の状況の進捗が最も進んでいる者の状況で分類する。
 ※ 未収債権の進捗状況 … ① → ② → ③ ⇒ 回収債権: (④ → ⑤) 又は ⑥ 又は ⑦ 又は ⑧ 又は ⑨ / 整理債権: { (⑩ 又は ⑪ 又は ⑫) → ⑬ } 又は ⑭ → ⑯

30年度末
時点の
債務者数

23

人

過年度件数計+現年度件数計=30年度年度末未収金件数

23

過年度残高計+現年度残高計=30年度年度末未収金残高
(上記2の表のテ)

3,006

4. 30年度の取組内容の検証など

	過年度	現年度
取組内容	<ul style="list-style-type: none"> ・支払が滞るケースについては、口座引き落としを案内し、確実な徴収に努める。 ・国外転出などの理由により徴収不能となっているケースについては、徴収停止等を検討する。 ・支払う能力があるにもかかわらず、返還しない悪質なケースについては法的措置実施を検討する。 ・各区を対象に未収金に係る事務指導を行った。 	—
取組実績	納付交渉に至らないケースが多く、上記の取組ができなかった。	—
課題	居所不明等で納付交渉に至っていないケースが多い。	—
改善策	各区へ未収金に係る事務指導を行い、納付交渉に至らないケースについては財産調査等を行う。資力があるにもかかわらず、納付しない等の悪質なケースについては、法的措置を検討する。	—

5. 令和元年度の取組内容（1.「30年度の未収金残高目標の達成状況」及び4.「30年度の取組内容の検証など」の内容を踏まえて記載すること）

	過年度	現年度
取組内容	各区と連携し、資力があるにもかかわらず、納付しない等の悪質なケースについては、法的措置を検討する。	—

未収債権の目標及び具体処理策

所属	こども青少年局	課・担当	管理課	債権整理番号(3ケタ)	170	債権名	子ども手当返還金(不正利得分)	債権区分	強制徴収公債権(強制公)
----	---------	------	-----	-------------	-----	-----	-----------------	------	--------------

1. 30年度の未収金残高目標の達成状況

過年度	B2	現年度	-	合計(過年度+現年度)	B2	「A」… 目標を達成、「B1」… 取組は予定通り実施したが、目標は未達、「B2」… 取組を予定通り実施できず、目標も未達 「-」… 30年度途中に債権が新規発生したことにより目標設定していなかった場合など
-----	----	-----	---	-------------	----	---

2. 未収金残高の推移(実績及び目標)

	過年度分									現年度分							合計		
	前年度からの 調定繰越額	年度中の 調定変更額	調定額 (過年度分)	徴収額 (過年度分)	不納欠損額 (過年度分)	未収金 解消額 (過年度分)	翌年度 調定繰越額 (過年度分)	過年度 徴収率	過年度 整理率	年間調定額 (現年度分)	徴収額 (現年度分)	不納欠損額 (現年度分)	整理額 (現年度分)	翌年度 調定繰越額 (現年度分)	現年度 徴収率	現年度 整理率	合計 徴収率	合計 整理率	年度末 未収金残高
	ア =前年度のテ	イ	ウ =ア-イ	エ	オ	カ =イ+エ+オ	キ =ア-カ	ク =エ÷ウ	ケ =カ÷ア	コ	サ	シ	ス =サ+シ	セ =コ-ス	ソ =サ÷コ	タ =ス÷コ	チ =(エ+サ) ÷(ウ+コ)	ツ =(カ+ス) ÷(ア+コ)	テ =キ+セ
平28実績	344	0	344	0	0	0	344	0.0%	0.0%	0	0	0	0	0	-	-	0.0%	0.0%	344
平29実績	344	0	344	0	0	0	344	0.0%	0.0%	0	0	0	0	0	-	-	0.0%	0.0%	344
平30当初目標	310	0	310	104	0	104	206	33.5%	33.5%	0	0	0	0	0	-	-	33.5%	33.5%	206
平30実績	344	20	324	0	0	20	324	0.0%	5.8%	0	0	0	0	0	-	-	0.0%	5.8%	324
令元当初目標	206	0	206	104	0	104	102	50.5%	50.5%	0	0	0	0	0	-	-	50.5%	50.5%	102
令元努力目標	324	0	324	36	0	36	288	11.1%	11.1%	0	0	0	0	0	-	-	11.1%	11.1%	288
令2当初目標	288	0	288	36	0	36	252	12.5%	12.5%	0	0	0	0	0	-	-	12.5%	12.5%	252

3. 30年度決算における未収債権の状況(件数、未収金残高、債務者数)

旧分類	回収債権									整理債権							合計 ①~⑯	
	③-C	③-D	③-E, F	③-G	①	②-A		②-B	③-H	④	⑨、⑩	⑧		⑤	⑦	⑥		
	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩	⑪	⑫	⑬	⑭	⑮	⑯		
強制公	滞納発生直後のもの(督促状未送付のもの)	督促状送付後、各種催告中又は納付交渉中のもの	督促状送付後、各種処分に向けて、財産調査中又は行方不明等で所在など調査中	差押手続中のもの又は交付要求中のもの	差押え後、換価手続中のもの又は換価予定のもの	換価猶予等又は履行延期の特約等又は分納誓約により、分割納付中であり、現在の分割納付額で、10年以上の完納見込があるもの	換価猶予等又は履行延期の特約等又は分納誓約により、分割納付中であり、現在の分割納付額では、完納まで10年以上要するもの	換価猶予等又は履行延期の特約等により、債務者の資力回復を待つため、納付を猶予(期限延長)しているもの	換価猶予等又は履行延期の特約等又は分納誓約を行ったが、分割納付の履行が滞り、再度、納付交渉中のもの	換価猶予等又は履行延期の特約等又は分納誓約を行ったが、換価見込のないもの又は換価済だが、未収金が残りの回収見込みのないもの	所在など調査後、なお、行方不明等又は相続人調査後、なお、相続人が未確定であるが、停止の判断に至れていないもの	債務者の代理人から債務整理の委任通知が届いたもの又は債務者が破産手続中のもの	債務者が破産免責決定を受けたもの	法に基づく滞納処分の停止の決議を行っているもの	債務者が生活困窮中だが、債権の特性上、停止の決議を行えないもの	消滅時効期間が経過しているもの	整理債権 ⑩~⑯ 計	
非強公・私債権			債務名義の取得のため法的手続中のもの	債務名義の取得後、強制執行中又は強制執行予定のもの						債務名義を取得したが、債務者の財産少額により、強制執行見込のないもの			法に基づく徴収停止の決議を行っているもの	債務者が無資力だが、納付交渉に応じず、履行延期の特約等を行えないもの			合計 ①~⑯	
過年度	件数					1				1							0	1
過年度	残高					324				324							0	324
現年度	件数									0							0	0
現年度	残高									0							0	0

【未収債権の件数及び債務者数並びに分類の考え方】
 ① 未収債権の件数は、原則、調定件数とする。調定をまとめて行っている場合は、事実上の債権の件数とする。(例: 毎月の定期給付債権の場合、1人の債務者につき、1年間で12件の債権が発生していることとなる。)
 ② 1つの債権に、連帯債務者や連帯保証人が設定されている場合であっても、調査票上、未収債権の件数は1件、債務者数は1人と考え、3の表は、未収債権の状況の進捗が最も進んでいる者の状況で分類する。
 ③ 債務者が死亡した場合、相続人が複数いる場合、相続割合に従い、債務が相続される(債務が分割して相続される)が、調査票上、未収債権の件数は1件、債務者数は1人と考える。それぞれの相続人で、未収債権の状況が異なっている場合、3の表は、相続された債務額の最も大きい相続人の状況で分類する。同額の場合は、未収債権の状況の進捗が最も進んでいる者の状況で分類する。
 ※ 未収債権の進捗状況 … ① → ② → ③ ⇒ 回収債権: (④ → ⑤) 又は ⑥ 又は ⑦ 又は ⑧ 又は ⑨ / 整理債権: { (⑩ 又は ⑪ 又は ⑫ → ⑬) } → ⑭ } 又は ⑮ → ⑯

30年度末時点の債務者数	1	過年度件数計+現年度件数計=30年度年度末未収金件数	1
	人	過年度残高計+現年度残高計=30年度年度末未収金残高(上記2の表のテ)	324

4. 30年度の取組内容の検証など

	過年度	現年度
取組内容	・所得更正等で遡って返還金が発生するケースが多発している。返還金が発生した場合は、速やかに一括納付を前提に納付交渉を行う。一括での支払いが困難と認められるケースについては、分割納付、口座引き落としの案内等、確実に徴収するように努める。	—
取組実績	旧児童手当の債務者と同一人物の債務者。旧児童手当から少額ずつの分納中であるため、返還開始を待っている。	—
課題	資力が低く、他の債権で分納中であるため、返済開始までに時間はかかる。	—
改善策	適宜債務者の資力を確認しつつ、適切な分納額を確認する。	—

5. 令和元年度の取組内容（1.「30年度の未収金残高目標の達成状況」及び4.「30年度の取組内容の検証など」の内容を踏まえて記載すること）

	過年度	現年度
取組内容	旧児童手当の返還が完了次第、速やかに子ども手当の返還を促す。	—

未収債権の目標及び具体処理策

所属	こども青少年局	課・担当	こども家庭課	債権整理番号(3ケタ)	180	債権名	母子父子寡婦福祉貸付金	債権区分	私債権
----	---------	------	--------	-------------	-----	-----	-------------	------	-----

1. 30年度の未収金残高目標の達成状況

過年度	A	現年度	A	合計(過年度+現年度)	A	「A」… 目標を達成、「B1」… 取組は予定通り実施したが、目標は未達、「B2」… 取組を予定通り実施できず、目標も未達 「ー」… 30年度途中に債権が新規発生したことにより目標設定していなかった場合など
-----	---	-----	---	-------------	---	---

2. 未収金残高の推移(実績及び目標)

	過年度分									現年度分							合計		
	前年度からの調定繰越額	年度中の調定変更額	調定額(過年度分)	徴収額(過年度分)	不納欠損額(過年度分)	未収金解消額(過年度分)	翌年度調定繰越額(過年度分)	過年度徴収率	過年度整理率	年間調定額(現年度分)	徴収額(現年度分)	不納欠損額(現年度分)	整理額(現年度分)	翌年度調定繰越額(現年度分)	現年度徴収率	現年度整理率	合計徴収率	合計整理率	年度末未収金残高
	ア =前年度のテ	イ	ウ =ア-イ	エ	オ	カ =イ+エ+オ	キ =ア-カ	ク =エ÷ウ	ケ =カ÷ア	コ	サ	シ	ス =サ+シ	セ =コ-ス	ソ =サ÷コ	タ =ス÷コ	チ =(エ+サ)÷(ウ+コ)	ツ =(カ+ス)÷(ア+コ)	テ =キ+セ
平28実績	752,386	0	752,386	70,662	11,538	82,200	670,186	9.4%	10.9%	282,322	222,221	85	222,306	60,016	78.7%	78.7%	28.3%	29.4%	730,202
平29実績	730,202	0	730,202	66,452	8,836	75,288	654,914	9.1%	10.3%	275,926	230,472	85	230,557	45,369	83.5%	83.6%	29.5%	30.4%	700,283
平30当初目標	722,348	0	722,348	56,465	500	56,965	665,383	7.8%	7.9%	274,076	224,133	0	224,133	49,943	81.8%	81.8%	28.2%	28.2%	715,326
平30実績	700,283	0	700,283	57,366	1,959	59,325	640,958	8.2%	8.5%	261,867	217,641	0	217,641	44,226	83.1%	83.1%	28.6%	28.8%	685,184
令元当初目標	715,326	0	715,326	55,732	500	56,232	659,094	7.8%	7.9%	274,076	224,133	0	224,133	49,943	81.8%	81.8%	28.3%	28.3%	709,037
令元努力目標	685,184	0	685,184	60,005	0	60,005	625,179	8.8%	8.8%	273,374	223,474	0	223,474	49,900	81.7%	81.7%	29.6%	29.6%	675,079
令2当初目標	675,079	0	675,079	57,772	0	57,772	617,307	8.6%	8.6%	270,388	223,878	0	223,878	46,510	82.8%	82.8%	29.8%	29.8%	663,817

3. 30年度決算における未収債権の状況(件数、未収金残高、債務者数)

旧分類	回収債権									整理債権							合計 ①~⑯			
	③-C	③-D	③-E, F	③-G	①	②-A		②-B	③-H	④	⑨、⑩	⑧		⑤	⑦	⑥				
	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩	⑪	⑫	⑬	⑭	⑮	⑯				
状況	強制公	滞納発生直後のもの(督促状未送付のもの)	督促状送付後、各種催告中又は納付交渉中のもの	督促状送付後、各種処分に向けて、財産調査中又は行方不明等で所在など調査中	差押手続中のもの又は交付要求中のもの	差押え後、換価手続中のもの又は換価予定のもの	換価猶予等又は履行延期の特約等又は分納誓約により、分割納付中であり、現在の分割納付額で、10年以内の完納見込があるもの	換価猶予等又は履行延期の特約等又は分納誓約により、債務者の資力回復を待つため、納付を猶予(期限延長)しているもの	換価猶予等又は履行延期の特約等又は分納誓約を行つたが、分割納付の履行が滞り、再度、納付交渉中のもの	換価猶予等又は履行延期の特約等又は分納誓約を行つたが、債務者の財産少額により、強制執行見込のないもの	差押えを行つたが、換価見込のないもの又は換価済だが、未収金が残り、回収見込みのないもの	所在など調査後、なお、行方不明等又は相続人調査後、なお、相続人が未確定であるが、停止の判断に至れていないもの	債務者の代理人から債務整理の委任通知が届いたもの又は債務者が破産手続中のもの	債務者が破産免責決定を受けたもの	法に基づく滞納処分の停止の決議を行っているもの	債務者が生活困窮中だが、債権の特性上、停止の決議を行えないもの	消滅時効期間が経過しているもの			
	非強公・私債権			債務名義の取得のため法的手続中のもの	債務名義の取得後、強制執行中又は強制執行予定のもの					債務名義を取得したが、債務者の財産少額により、強制執行見込のないもの				法に基づく徴収停止の決議を行っているもの	債務者が無資力だが、納付交渉に応じず、履行延期の特約等を行えないもの					
過年度	件数	0	246,350	7,573			20,641		18,426	292,990		240		1,735		662	2,021	4,658	297,648	
	残高	0	322,399	43,634	0	0	0	136,040	0	110,696	612,769	0	828	0	8,364	0	3,441	15,556	28,189	640,958
現年度	件数	0	6,151	124				1,503		1,329	9,107			19		36		55	9,162	
	残高	0	27,865	410	0	0	0	9,229	0	6,536	44,040	0	0	90	0	96	0	186	44,226	

【未収債権の件数及び債務者数並びに分類の考え方】
 ① 未収債権の件数は、原則、調定件数とする。調定をまとめて行っている場合は、事実上の債権の件数とする。(例: 毎月の定期給付債権の場合、1人の債務者につき、1年間で12件の債権が発生していることとなる。)
 ② 1つの債権に、連帯債務者や連帯保証人が設定されている場合であっても、調査票上、未収債権の件数は1件、債務者数は1人と考え、3の表は、未収債権の状況の進捗が最も進んでいる者の状況で分類する。
 ③ 債務者が死亡した場合、相続人が複数いる場合、相続割合に従い、債務が相続される(債務が分割して相続される)が、調査票上、未収債権の件数は1件、債務者数は1人と考える。それぞれの相続人で、未収債権の状況が異なっている場合、3の表は、相続された債務額の最も大きい相続人の状況で分類する。同額の場合は、未収債権の状況の進捗が最も進んでいる者の状況で分類する。
 ※ 未収債権の進捗状況 … ① → ② → ③ ⇒ 回収債権: (④ → ⑤) 又は (⑥) 又は (⑦) 又は (⑧) 又は (⑨) / 整理債権: { (⑩) 又は (⑪) 又は (⑫ → ⑬) } → (⑭) } 又は (⑮ → ⑯)

30年度末時点の債務者数	2,491	過年度件数計+現年度件数計=30年度年度末未収金件数	306,810
	人	過年度残高計+現年度残高計=30年度年度末未収金残高(上記2の表のテ)	685,184

4. 30年度の取組内容の検証など

	過年度	現年度
取組内容	<ul style="list-style-type: none"> ・サービサー(債権回収業者)による債権回収を行い、訪問による直接交渉に重点を置きながら早期納付を求めていく。また、連帯保証人・相続人に対しても納付交渉を図る。 ・引き続き、局において非常勤嘱託職員を雇用し、分納誓約などの履行状況等収納管理を行い、滞納者に早期に連絡し徴収の強化を図る。 	<ul style="list-style-type: none"> ・区の債権管理に対する意識向上を図るため、区への指導を行うとともに、毎年10月～翌年1月にかけて償還促進月間を設定し、その期間中に重点的に早期滞納者に対して、電話及び訪問による催告を引き続き実施し、早期対応に努める。 ・新たな滞納者を発生させないために、引き続き、貸付の際に制度説明を徹底する。
取組実績	<ul style="list-style-type: none"> ・サービサー(債権回収業者)による債権回収を行い、徴収率の向上を図った。 ・局において、非常勤嘱託職員を雇用し、収納管理事務を厳密に行い、滞納者への接触を図った。 ・債務者らが破産し、弁済を受ける見込みがない債権について、債権放棄の手続きを進め、不納欠損処分を行った。 	<ul style="list-style-type: none"> ・区へ事務指導を行うとともに、10月から翌年1月にかけて、償還促進月間を実施し、早期滞納者に対し電話及び訪問による催告を実施した。 ・新たな滞納者を発生させないために、貸付の際に制度説明を徹底するとともに、異動の手続きなど周知徹底を図った。
課題	<ul style="list-style-type: none"> ・生活困窮など返還が困難な世帯が多い。 	<ul style="list-style-type: none"> ・区によっては、要員不足で母子父子寡婦福祉貸付金以外の業務を複数兼務している職員が多く、貸付事務や債権管理のノウハウの共有を図ることが難しい。
改善策	<ul style="list-style-type: none"> ・回収が困難なケースについては、財産調査等を行い、債権放棄等を含めた適正な債権管理を図る。 	<ul style="list-style-type: none"> ・年2回の担当者説明会を開催し、区担当者で連絡を密にしながら、各事例において対応を協議していく。

5. 令和元年度の取組内容 (1.「30年度の未収金残高目標の達成状況」及び4.「30年度の取組内容の検証など」の内容を踏まえて記載すること)

	過年度	現年度
取組内容	<ul style="list-style-type: none"> ・償還促進月間において、各区において連帯保証人を含めた納付交渉を行い、滞納解消を図る。 ・引き続き、サービサー(債権回収業者)による債権回収を行い、訪問による直接交渉に重点を置きながら早期納付を求めていく。 ・局において、非常勤嘱託職員を引き続き雇用し、分納誓約などの履行状況等収納管理を行い、滞納者に早期に連絡し、徴収強化を図る。 ・債務者らが、破産免責を受けている債権をはじめ、徴収見込みのない債権については、債権放棄の手続きを進め、適正な債権管理に取り組む。 	<ul style="list-style-type: none"> ・区の債権管理に対する意識向上を図るため、区への指導を行うとともに、毎年10月～翌年1月にかけて償還促進月間を設定し、その期間中に重点的に早期滞納者に対して、電話及び訪問による催告を引き続き、実施し、早期対応に努める。 ・新たな滞納者を発生させないために、引き続き、貸付の際に制度説明を行う。 ・修学資金、就学支度資金の償還開始前に、借受人等に対し区役所への来庁を依頼し、担当者で面談のうえ、償還の意識づけを行うとともに、口座振替の登録の確認を行う。 ・当初の納期限に納付が無かった場合、借受人へ電話連絡し、未納理由を確認の上、納付指導を行う。また状況により、再度、償還計画の相談対応を行うなど、債務者の確実な償還意識の向上を図る。

(参考)29年度実績における徴収率の政令指定都市比較(未収金残高1億円以上の債権のみ) ※①、②未入力の場合はその理由

① 政令指定都市20市中 (合計徴収率) 大阪市 15 位

② 過年度徴収率 大阪市 9.1% / 政令指定都市平均 7.8% 現年度徴収率 大阪市 83.5% / 政令指定都市平均 85.3% 合計徴収率(過年度+現年度) 大阪市 29.5% / 政令指定都市平均 31.7%

未収債権の目標及び具体処理策

所属	こども青少年局	課・担当	経理・企画課(管財担当)	債権整理番号(3ケタ)	190	債権名	土地賃貸料	債権区分	私債権
----	---------	------	--------------	-------------	-----	-----	-------	------	-----

1. 30年度の未収金残高目標の達成状況

過年度	B1	現年度	-	合計(過年度+現年度)	B1	「A」… 目標を達成、「B1」… 取組は予定通り実施したが、目標は未達、「B2」… 取組を予定通り実施できず、目標も未達 「-」… 30年度途中に債権が新規発生したことにより目標設定していなかった場合など
-----	----	-----	---	-------------	----	---

2. 未収金残高の推移(実績及び目標)

(単位:千円)

	過年度分									現年度分						合計			
	前年度からの 調定繰越額	年度中の 調定変更額	調定額 (過年度分)	徴収額 (過年度分)	不納欠損額 (過年度分)	未収金 解消額 (過年度分)	翌年度 調定繰越額 (過年度分)	過年度 徴収率	過年度 整理率	年間調定額 (現年度分)	徴収額 (現年度分)	不納欠損額 (現年度分)	整理額 (現年度分)	翌年度 調定繰越額 (現年度分)	現年度 徴収率	現年度 整理率	合計 徴収率	合計 整理率	年度末 未収金残高
	ア =前年度のテ	イ	ウ =ア-イ	エ	オ	カ =イ+エ+オ	キ =ア-カ	ク =エ÷ウ	ケ =カ÷ア	コ	サ	シ	ス =サ+シ	セ =コ-ス	ソ =サ÷コ	タ =ス÷コ	チ =(エ+サ) ÷(ウ+コ)	ツ =(カ+ス) ÷(ア+コ)	テ =キ+セ
平28実績	669	0	669	0	0	0	669	0.0%	0.0%	669	0	0	0	669	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	1,338
平29実績	1,338	0	1,338	0	0	0	1,338	0.0%	0.0%	0	0	0	0	0	-	-	0.0%	0.0%	1,338
平30当初目標	0	0	0	0	0	0	0	-	-	0	0	0	0	0	-	-	-	-	0
平30実績	1,338	0	1,338	0	0	0	1,338	0.0%	0.0%	0	0	0	0	0	-	-	0.0%	0.0%	1,338
令元当初目標	0	0	0	0	0	0	0	-	-	0	0	0	0	0	-	-	-	-	0
令元努力目標	1,338	0	1,338	669	0	669	669	50.0%	50.0%	0	0	0	0	0	-	-	50.0%	50.0%	669
令2当初目標	669	0	669	669	0	669	0	100.0%	100.0%	0	0	0	0	0	-	-	100.0%	100.0%	0

3. 30年度決算における未収債権の状況(件数、未収金残高、債務者数)

(残高の単位:千円)

旧分類	回収債権									整理債権							合計 ①~⑯	
	③-C	③-D	③-E, F	③-G	①	②-A		②-B	③-H	④	⑨、⑩	⑧		⑤	⑦	⑥		
	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩	⑪	⑫	⑬	⑭	⑮	⑯		
強制公	滞納発生直後のもの(督促状未送付のもの)	督促状送付後、各種催告中又は納付交渉中のもの	督促状送付後、各種処分に向けて、財産調査中又は行方不明等で所在など調査中	差押手続中のもの又は交付要求中のもの	差押え後、換価手続中のもの又は換価予定のもの	換価猶予等又は履行延期の特約等又は分納誓約により、分割納付中であり、現在の分割納付額で、10年以内の完納見込があるもの	換価猶予等又は履行延期の特約等又は分納誓約により、分割納付中であり、現在の分割納付額では、完納まで10年以上要するもの	換価猶予等又は履行延期の特約等により、債務者の資力回復を待つため、納付を猶予(期限延長)しているもの	換価猶予等又は履行延期の特約等又は分納誓約を行ったが、分割納付の履行が滞り、再度、納付交渉中のもの	換価猶予等又は履行延期の特約等又は分納誓約を行ったが、換価見込のないもの又は換価済だが、未収金が残り、回収見込みのないもの	所在など調査後、なお、行方不明等又は相続人調査後、なお、相続人が未確定であるが、停止の判断に至れていないもの	債務者の代理人から債務整理の委任通知が届いたもの又は債務者が破産手続中のもの	債務者が破産免責決定を受けたもの	法に基づく滞納処分の停止の決議を行っているもの	債務者が生活困窮中だが、債権の特性上、停止の決議を行えないもの	消滅時効期間が経過しているもの		
非強公・私債権			又は個人債務者が死亡したため、相続人調査中のもの	債務名義の取得のため法的手続中のもの	債務名義の取得後、強制執行中又は強制執行予定のもの					債務名義を取得したが、債務者の財産少額により、強制執行見込のないもの			法に基づく徴収停止の決議を行っているもの	債務者が無資力だが、納付交渉に応じず、履行延期の特約等を行えないもの				
過年度	件数		4							4							0	4
	残高		1,338							1,338							0	1,338
現年度	件数									0							0	0
	残高									0							0	0

【未収債権の件数及び債務者数並びに分類の考え方】
 ① 未収債権の件数は、原則、調定件数とする。調定をまとめて行っている場合は、事実上の債権の件数とする。(例: 毎月の定期給付債権の場合、1人の債務者につき、1年間で12件の債権が発生していることとなる。)
 ② 1つの債権に、連帯債務者や連帯保証人が設定されている場合であっても、調査票上、未収債権の件数は1件、債務者数は1人と考え、3の表は、未収債権の状況の進捗が最も進んでいる者の状況で分類する。
 ③ 債務者が死亡した場合、相続人が複数いる場合、相続割合に従い、債務が相続される(債務が分割して相続される)が、調査票上、未収債権の件数は1件、債務者数は1人と考える。それぞれの相続人で、未収債権の状況が異なっている場合、3の表は、相続された債務額の最も大きい相続人の状況で分類する。同額の場合は、未収債権の状況の進捗が最も進んでいる者の状況で分類する。
 ※ 未収債権の進捗状況 … ① → ② → ③ ⇒ 回収債権: (④ → ⑤) 又は ⑥ 又は ⑦ 又は ⑧ 又は ⑨ / 整理債権: { (⑩ 又は ⑪ 又は ⑫ → ⑬) } → ⑭ } 又は ⑮ → ⑯

30年度末時点の債務者数	1	過年度件数計+現年度件数計=30年度年度末未収金件数	4
	人	過年度残高計+現年度残高計=30年度年度末未収金残高(上記2の表のテ)	1,338

4. 30年度の取組内容の検証など

	過年度	現年度
取組内容	引き続き文書による督促及び交渉を実施していくとともに、未収金解消に向けた実効性のある処理手法の検討を進めていく。	
取組実績	面接による交渉を実施した。	
課題	・財務状況等を聴取したところ、経営状況が悪く納付できないとの申し出がある。 ・また、契約書の第6条条文を盾に、債権の免除についての申し出がされている。	
改善策	・財務状況について、第三者の意見を得るために日本公認会計士協会に協力を求めていく。	

5. 令和元年度の取組内容（1.「30年度の未収金残高目標の達成状況」及び4.「30年度の取組内容の検証など」の内容を踏まえて記載すること）

	過年度	現年度
取組内容	財務状況について、第三者の意見を得るために日本公認会計士協会に協力を求めていく。	

未収債権の目標及び具体処理策

所属	こども青少年局	課・担当	管理課(幼稚園運営企画グループ)	債権整理番号(3ケタ)	200	債権名	幼稚園一時預かり利用料	債権区分	非強制徴収債権(非強公)
----	---------	------	------------------	-------------	-----	-----	-------------	------	--------------

1. 30年度の未収金残高目標の達成状況

過年度	B1	現年度	B1	合計(過年度+現年度)	B1	「A」… 目標を達成、「B1」… 取組は予定通り実施したが、目標は未達、「B2」… 取組を予定通り実施できず、目標も未達 「ー」… 30年度途中に債権が新規発生したことにより目標設定していなかった場合など
-----	----	-----	----	-------------	----	---

2. 未収金残高の推移(実績及び目標)

	過年度分									現年度分						合計			
	前年度からの調定繰越額	年度中の調定変更額	調定額(過年度分)	徴収額(過年度分)	不納欠損額(過年度分)	未収金解消額(過年度分)	翌年度調定繰越額(過年度分)	過年度徴収率	過年度整理率	年間調定額(現年度分)	徴収額(現年度分)	不納欠損額(現年度分)	整理額(現年度分)	翌年度調定繰越額(現年度分)	現年度徴収率	現年度整理率	合計徴収率	合計整理率	年度末未収金残高
	ア =前年度のテ	イ	ウ =ア-イ	エ	オ	カ =イ+エ+オ	キ =ア-カ	ク =エ÷ウ	ケ =カ÷ア	コ	サ	シ	ス =サ+シ	セ =コ-ス	ソ =サ÷コ	タ =ス÷コ	チ =(エ+サ)÷(ウ+コ)	ツ =(カ+ス)÷(ア+コ)	テ =キ+セ
平28実績	132	0	132	132	0	132	0	100.0%	100.0%	68,595	68,587	0	68,587	8	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	8
平29実績	8	0	8	8	0	8	0	100.0%	100.0%	66,726	66,690	0	66,690	36	99.9%	99.9%	99.9%	99.9%	36
平30当初目標	90	0	90	90	0	90	0	100.0%	100.0%	95,796	95,700	0	95,700	96	99.9%	99.9%	99.9%	99.9%	96
平30実績	36	0	36	31	0	31	5	86.1%	86.1%	63,309	63,250	0	63,250	59	99.9%	99.9%	99.9%	99.9%	64
令和当初目標	96	0	96	96	0	96	0	100.0%	100.0%	95,796	95,700	0	95,700	96	99.9%	99.9%	99.9%	99.9%	96
令和努力目標	64	0	64	64	0	64	0	100.0%	100.0%	71,684	71,612	0	71,612	72	99.9%	99.9%	99.9%	99.9%	72
令和当初目標	72	0	72	72	0	72	0	100.0%	100.0%	71,684	71,612	0	71,612	72	99.9%	99.9%	99.9%	99.9%	72

3. 30年度決算における未収債権の状況(件数、未収金残高、債務者数)

旧分類	回収債権									整理債権							合計 ①~⑯		
	③-C	③-D	③-E, F	③-G	①	②-A		②-B	③-H	④	⑨、⑩	⑧		⑤	⑦	⑥			
	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩	⑪	⑫	⑬	⑭	⑮	⑯			
状況	強制公	滞納発生直後のもの(督促状未送付のもの)	督促状送付後、各種催告中又は納付交渉中のもの	督促状送付後、各種処分に向けて、財産調査中又は行方不明等で所在など調査中	差押手続中のもの又は交付要求中のもの	差押え後、換価手続中のもの又は換価予定のもの	換価猶予等又は履行延期の特約等又は分納誓約により、分割納付中であり、現在の分割納付額で、10年以内の完納見込があるもの	換価猶予等又は履行延期の特約等又は分納誓約により、分割納付中であり、現在の分割納付額では、完納まで10年以上要するもの	換価猶予等又は履行延期の特約等により、債務者の資力回復を待つため、納付を猶予(期限延長)しているもの	換価猶予等又は履行延期の特約等又は分納誓約を行ったが、分割納付の履行が滞り、再度、納付交渉中のもの	回収債権①~⑨計	差押えを行ったが、換価見込のないもの又は換価済だが、未収金が残り、回収見込みのないもの	所在など調査後、なお、行方不明等又は相続人調査後、なお、相続人が未確定であるが、停止の判断に至れていないもの	債務者の代理人から債務整理の委任通知が届いたもの又は債務者が破産手続中のもの	債務者が破産免責決定を受けたもの	法に基づく滞納処分の停止の決議を行っているもの	債務者が生活困窮中だが、債権の特性上、停止の決議を行えないもの	消滅時効期間が経過しているもの	整理債権⑩~⑯計
	非強公・私債権			債務名義の取得のため法的手続中のもの	債務名義の取得後、強制執行中又は強制執行予定のもの							債務名義を取得したが、債務者の財産少額により、強制執行見込のないもの			法に基づく徴収停止の決議を行っているもの	債務者が無資力だが、納付交渉に応じず、履行延期の特約等を行えないもの			
過年度	件数									0								1	1
	残高									0								5	5
現年度	件数	15								15								0	15
	残高	59								59								0	64

【未収債権の件数及び債務者数並びに分類の考え方】
 ① 未収債権の件数は、原則、調定件数とする。調定をまとめて行っている場合は、事実上の債権の件数とする。(例: 毎月の定期給付債権の場合、1人の債務者につき、1年間で12件の債権が発生していることとなる。)
 ② 1つの債権に、連帯債務者や連帯保証人が設定されている場合であっても、調査票上、未収債権の件数は1件、債務者数は1人と考え、3の表は、未収債権の状況の進捗が最も進んでいる者の状況で分類する。
 ③ 債務者が死亡した場合で、相続人が複数いる場合、相続割合に従い、債務が相続される(債務が分割して相続される)が、調査票上、未収債権の件数は1件、債務者数は1人と考える。それぞれの相続人で、未収債権の状況が異なっている場合、3の表は、相続された債務額の最も大きい相続人の状況で分類する。同額の場合は、未収債権の状況の進捗が最も進んでいる者の状況で分類する。
 ※ 未収債権の進捗状況 … ①→②→③⇒回収債権:(④→⑤)又は⑥又は⑦又は⑧又は⑨ / 整理債権:{⑩又は⑪又は⑫→⑬}又は⑭又は⑮→⑯

30年度末時点の債務者数	16	過年度件数計+現年度件数計=30年度年度末未収金件数	16
	人	過年度残高計+現年度残高計=30年度年度末未収金残高(上記2の表のテ)	64

4. 30年度の取組内容の検証など

	過年度	現年度
取組内容	園児の送迎の際に、利用料未納の保護者に対し、直接対面による督促	園児の送迎の際に、利用料未納の保護者に対し、直接対面による督促
取組実績	利用料未納者への直接対面による督促を行った結果、未納分全額を回収した。	利用料未納者への直接対面による督促を行った結果、徴収率が99%を超えている。
課題	28、29年度の徴収実績は100%であり、従来の取組みを着実に行うことが重要であり、特に課題はないと考えている。	28年度の徴収実績は99.9%を超えているが、一部未収が発生した。
改善策	特になし	利用料未納者への直接対面による督促を行った。

5. 令和元年度の取組内容（1.「30年度の未収金残高目標の達成状況」及び4.「30年度の取組内容の検証など」の内容を踏まえて記載すること）

	過年度	現年度
取組内容	<ul style="list-style-type: none"> ・園児の送迎の際に、利用料未納の保護者に対し、直接対面による督促 ・3ヶ月以上未納の場合、園長が面談を行い、納付を促すとともに、一括納付が困難な場合は、分納誓約を行うなど収納を確保。 ・卒園・退園時に未納がある場合、督促状により通知し、債務承認をさせるとともに、分納誓約など ・引き続き支払がない場合は、催告書の送付、園長による電話や訪問。 ・年度途中で退園した未納者には、児童手当からの直接徴収を行えるよう、納付交渉時に申請書を徴収。 ・居所不明時の再調査や生活困窮者への経済状況の再聴取による現状把握。 	<ul style="list-style-type: none"> ・園児の送迎の際に、利用料未納の保護者に対し、直接対面による督促 ・3ヶ月以上未納の場合、園長が面談を行い、納付を促すとともに、一括納付が困難な場合は、分納誓約を行うなど収納を確保。

未収債権の目標及び具体処理策

所属	こども青少年局	課・担当	管理課	債権整理番号(3ケタ)	210	債権名	子育て世帯臨時特例給付金返還金	債権区分	非強制徴収債権(非強公)
----	---------	------	-----	-------------	-----	-----	-----------------	------	--------------

1. 30年度の未収金残高目標の達成状況

過年度	B2	現年度	-	合計(過年度+現年度)	B2	「A」… 目標を達成、「B1」… 取組は予定通り実施したが、目標は未達、「B2」… 取組を予定通り実施できず、目標も未達 「-」… 30年度途中に債権が新規発生したことにより目標設定していなかった場合など
-----	----	-----	---	-------------	----	---

2. 未収金残高の推移(実績及び目標)

(単位:千円)

	過年度分									現年度分							合計			
	前年度からの調定繰越額	年度中の調定変更額	調定額(過年度分)	徴収額(過年度分)	不納欠損額(過年度分)	未収金解消額(過年度分)	翌年度調定繰越額(過年度分)	過年度徴収率	過年度整理率	年間調定額(現年度分)	徴収額(現年度分)	不納欠損額(現年度分)	整理額(現年度分)	翌年度調定繰越額(現年度分)	現年度徴収率	現年度整理率	合計徴収率	合計整理率	年度末未収金残高	
	ア =前年度のテ	イ	ウ =ア-イ	エ	オ	カ =イ+エ+オ	キ =ア-カ	ク =エ÷ウ	ケ =カ÷ア	コ	サ	シ	ス =サ+シ	セ =コ-ス	ソ =サ÷コ	タ =ス÷コ	チ =(エ+サ)÷(ウ+コ)	ツ =(カ+ス)÷(ア+コ)	テ =キ+セ	
平28実績	1,940	0	1,940	120	0	120	1,820	6.2%	6.2%	0	0	0	0	0	0	-	-	6.2%	6.2%	1,820
平29実績	1,820	0	1,820	60	0	60	1,760	3.3%	3.3%	0	0	0	0	0	0	-	-	3.3%	3.3%	1,760
平30当初目標	1,540	0	1,540	80	0	80	1,460	5.2%	5.2%	0	0	0	0	0	0	-	-	5.2%	5.2%	1,460
平30実績	1,760	0	1,760	90	0	90	1,670	5.1%	5.1%	0	0	0	0	0	0	-	-	5.1%	5.1%	1,670
令元当初目標	1,460	0	1,460	80	0	80	1,380	5.5%	5.5%	0	0	0	0	0	0	-	-	5.5%	5.5%	1,380
令元努力目標	1,670	0	1,670	80	0	80	1,590	4.8%	4.8%	0	0	0	0	0	0	-	-	4.8%	4.8%	1,590
令2当初目標	1,590	0	1,590	80	0	80	1,510	5.0%	5.0%	0	0	0	0	0	0	-	-	5.0%	5.0%	1,510

3. 30年度決算における未収債権の状況(件数、未収金残高、債務者数)

(残高の単位:千円)

旧分類	回収債権									整理債権							合計 ①~⑯	
	③-C	③-D	③-E, F	③-G	①	②-A		②-B	③-H	④	⑨、⑩	⑧		⑤	⑦	⑥		
	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩	⑪	⑫	⑬	⑭	⑮	⑯		
状況	強制公	滞納発生直後のもの(督促状未送付のもの)	督促状送付後、各種催告中又は納付交渉中のもの	督促状送付後、各種処分に向けて、財産調査中又は行方不明等で所在など調査中	差押手続中のもの又は交付要求中のもの	差押え後、換価手続中のもの又は換価予定のもの	換価猶予等又は履行延期の特約等又は分納誓約により、分割納付中であり、現在の分割納付額で、10年以内の完納見込があるもの	換価猶予等又は履行延期の特約等又は分納誓約により、債務者の資力回復を待つため、納付を猶予(期限延長)しているもの	換価猶予等又は履行延期の特約等又は分納誓約を行つたが、分割納付の履行が滞り、再度、納付交渉中のもの	換価猶予等又は履行延期の特約等又は分納誓約を行つたが、換価見込のないもの又は換価済だが、未収金が残り、回収見込みのないもの	所在など調査後、なお、行方不明等又は相続人調査後、なお、相続人が未確定であるが、停止の判断に至れていないもの	債務者の代理人から債務整理の委任通知が届いたもの又は債務者が破産手続中のもの	債務者が破産免責決定を受けたもの	法に基づく滞納処分の停止の決議を行っているもの	債務者が生活困窮中だが、債権の特性上、停止の決議を行えないもの	消滅時効期間が経過しているもの	整理債権 ⑩~⑯ 計	
	非強公・私債権		又は個人債務者が死亡したため、相続人調査中のもの	債務名義の取得のため法的手続中のもの	債務名義の取得後、強制執行中又は強制執行予定のもの					債務名義を取得したが、債務者の財産少額により、強制執行見込のないもの			法に基づく徴収停止の決議を行っているもの	債務者が無資力だが、納付交渉に応じず、履行延期の特約等を行えないもの				
過年度	件数		105							105							0	105
	残高		1,670							1,670							0	1,670
現年度	件数									0							0	0
	残高									0							0	0

【未収債権の件数及び債務者数並びに分類の考え方】
 ① 未収債権の件数は、原則、調定件数とする。調定をまとめて行っている場合は、事実上の債権の件数とする。(例: 毎月の定期給付債権の場合、1人の債務者につき、1年間で12件の債権が発生していることとなる。)
 ② 1つの債権に、連帯債務者や連帯保証人が設定されている場合であっても、調査票上、未収債権の件数は1件、債務者数は1人と考え、3の表は、未収債権の状況の進捗が最も進んでいる者の状況で分類する。
 ③ 債務者が死亡した場合、相続人が複数いる場合、相続割合に従い、債務が相続される(債務が分割して相続される)が、調査票上、未収債権の件数は1件、債務者数は1人と考える。それぞれの相続人で、未収債権の状況が異なっている場合、3の表は、相続された債務額の最も大きい相続人の状況で分類する。同額の場合は、未収債権の状況の進捗が最も進んでいる者の状況で分類する。
 ※ 未収債権の進捗状況 … ① → ② → ③ ⇒ 回収債権: (④ → ⑤) 又は ⑥ 又は ⑦ 又は ⑧ 又は ⑨ / 整理債権: { (⑩ 又は ⑪ 又は ⑫ → ⑬) } → ⑭ } 又は ⑮ → ⑯

30年度末時点の債務者数	105	過年度件数計+現年度件数計=30年度年度末未収金件数	105
	人	過年度残高計+現年度残高計=30年度年度末未収金残高(上記2の表のテ)	1,670

4. 30年度の取組内容の検証など

	過年度	現年度
取組内容	通知書の送付	—
取組実績	通知書の送付 問合せに対する経過説明 転居等による宛先不明者への対応(公用請求による住民票等の交付及び転出先への通知送付)	—
課題	平成27年度末の制度終了により部署が廃止されたため、督促事務に係る人員の確保が困難である。	—
改善策	引き続き、限られた人員で対応する。	—

5. 令和元年度の取組内容 (1.「30年度の未収金残高目標の達成状況」及び4.「30年度の取組内容の検証など」の内容を踏まえて記載すること)

	過年度	現年度
取組内容	通知書の送付 問合せに対する経過説明 転居等による宛先不明者への対応(公用請求による住民票等の交付及び転出先への通知送付)	—

未収債権の目標及び具体処理策

所属	こども青少年局	課・担当	経理・企画課(管財担当)	債権整理番号(3ケタ)	220	債権名	賃料相当損害金等	債権区分	私債権
----	---------	------	--------------	-------------	-----	-----	----------	------	-----

1. 30年度の未収金残高目標の達成状況

過年度	B1	現年度	-	合計(過年度+現年度)	B1	「A」… 目標を達成、「B1」… 取組は予定通り実施したが、目標は未達、「B2」… 取組を予定通り実施できず、目標も未達 「-」… 30年度途中に債権が新規発生したことにより目標設定していなかった場合など
-----	----	-----	---	-------------	----	---

2. 未収金残高の推移(実績及び目標)

(単位:千円)

	過年度分									現年度分							合計		
	前年度からの調定繰越額	年度中の調定変更額	調定額(過年度分)	徴収額(過年度分)	不納欠損額(過年度分)	未収金解消額(過年度分)	翌年度調定繰越額(過年度分)	過年度徴収率	過年度整理率	年間調定額(現年度分)	徴収額(現年度分)	不納欠損額(現年度分)	整理額(現年度分)	翌年度調定繰越額(現年度分)	現年度徴収率	現年度整理率	合計徴収率	合計整理率	年度末未収金残高
	ア =前年度のテ	イ	ウ =ア-イ	エ	オ	カ =イ+エ+オ	キ =ア-カ	ク =エ÷ウ	ケ =カ÷ア	コ	サ	シ	ス =サ+シ	セ =コ-ス	ソ =サ÷コ	タ =ス÷コ	チ =(エ+サ)÷(ウ+コ)	ツ =(カ+ス)÷(ア+コ)	テ =キ+セ
平28実績	6,753	0	6,753	0	0	0	6,753	0.0%	0.0%	0	0	0	0	0	-	-	0.0%	0.0%	6,753
平29実績	6,753	0	6,753	0	0	0	6,753	0.0%	0.0%	0	0	0	0	0	-	-	0.0%	0.0%	6,753
平30当初目標	6,753	0	6,753	0	0	0	6,753	0.0%	0.0%	0	0	0	0	0	-	-	0.0%	0.0%	6,753
平30実績	6,753	0	6,753	0	0	0	6,753	0.0%	0.0%	0	0	0	0	0	-	-	0.0%	0.0%	6,753
令和当初目標	6,753	0	6,753	0	0	0	6,753	0.0%	0.0%	0	0	0	0	0	-	-	0.0%	0.0%	6,753
令和努力目標	6,753	0	6,753	0	0	0	6,753	0.0%	0.0%	0	0	0	0	0	-	-	0.0%	0.0%	6,753
令和当初目標	6,753	0	6,753	0	0	0	6,753	0.0%	0.0%	0	0	0	0	0	-	-	0.0%	0.0%	6,753

3. 30年度決算における未収債権の状況(件数、未収金残高、債務者数)

(残高の単位:千円)

旧分類	回収債権									整理債権							合計 ①~⑯	
	③-C	③-D	③-E, F	③-G	①	②-A		②-B	③-H	④	⑨、⑩	⑧		⑤	⑦	⑥		
	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩	⑪	⑫	⑬	⑭	⑮	⑯		
強制公	滞納発生直後のもの(督促状未送付のもの)	督促状送付後、各種催告中又は納付交渉中のもの	督促状送付後、各種処分に向けて、財産調査中又は行方不明等で所在など調査中	差押手続中のもの又は交付要求中のもの	差押え後、換価手続中のもの又は換価予定のもの	換価猶予等又は履行延期の特約等又は分納誓約により、分割納付中であり、現在の分割納付額で、10年以内の完納見込があるもの	換価猶予等又は履行延期の特約等又は分納誓約により、分割納付中であり、現在の分割納付額では、完納まで10年以上要するもの	換価猶予等又は履行延期の特約等により、債務者の資力回復を待つため、納付を猶予(期限延長)しているもの	換価猶予等又は履行延期の特約等又は分納誓約を行つたが、分割納付の履行が滞り、再度、納付交渉中のもの	換価猶予等又は履行延期の特約等又は分納誓約を行つたが、換価見込のないもの又は換価済だが、未収金が残りの回収見込みのないもの	所在など調査後、なお、行方不明等又は相続人調査後、なお、相続人が未確定であるが、停止の判断に至れていないもの	債務者の代理人から債務整理の委任通知が届いたもの又は債務者が破産手続中のもの	債務者が破産免責決定を受けたもの	法に基づく滞納処分の停止の決議を行っているもの	債務者が生活困窮中だが、債権の特性上、停止の決議を行えないもの	消滅時効期間が経過しているもの	整理債権 ⑩~⑯ 計	
非強公・私債権				債務名義の取得のため法的手続中のもの	債務名義の取得後、強制執行中又は強制執行予定のもの					債務名義を取得したが、債務者の財産少額により、強制執行見込のないもの			法に基づく徴収停止の決議を行っているもの	債務者が無資力だが、納付交渉に応じず、履行延期の特約等を行えないもの			合計 ①~⑯	
過年度	件数			1						1							0	1
過年度	残高			6,753						6,753							0	6,753
現年度	件数									0							0	0
現年度	残高									0							0	0

【未収債権の件数及び債務者数並びに分類の考え方】
 ① 未収債権の件数は、原則、調定件数とする。調定をまとめて行っている場合は、事実上の債権の件数とする。(例: 毎月の定期給付債権の場合、1人の債務者につき、1年間で12件の債権が発生していることとなる。)
 ② 1つの債権に、連帯債務者や連帯保証人が設定されている場合であっても、調査票上、未収債権の件数は1件、債務者数は1人と考え、3の表は、未収債権の状況の進捗が最も進んでいる者の状況で分類する。
 ③ 債務者が死亡した場合、相続人が複数いる場合、相続割合に従い、債務が相続される(債務が分割して相続される)が、調査票上、未収債権の件数は1件、債務者数は1人と考える。それぞれの相続人で、未収債権の状況が異なっている場合、3の表は、相続された債務額の最も大きい相続人の状況で分類する。同額の場合は、未収債権の状況の進捗が最も進んでいる者の状況で分類する。
 ※ 未収債権の進捗状況 … ① → ② → ③ ⇒ 回収債権: (④ → ⑤) 又は ⑥ 又は ⑦ 又は ⑧ 又は ⑨ / 整理債権: { (⑩ 又は ⑪ 又は ⑫ → ⑬) } → ⑭ } 又は ⑮ → ⑯

30年度末時点の債務者数	1	過年度件数計+現年度件数計=30年度年度末未収金件数	1
		過年度残高計+現年度残高計=30年度年度末未収金残高(上記2の表のテ)	6,753

4. 30年度の取組内容の検証など

	過年度	現年度
取組内容	文書による督促及び債務者を訪問しての納付交渉。また、債務者の生活や財産状況の把握に努めた。	
取組実績	住民票に記載されている住所に概ね月1回訪問するも不在であった。	
課題	・本人との直接納付交渉は困難な状況である。	
改善策	・財産調査を行うとともに、半年に1回程度居所の調査及び催告を行う。	

5. 令和元年度の取組内容（1.「30年度の未収金残高目標の達成状況」及び4.「30年度の取組内容の検証など」の内容を踏まえて記載すること）

	過年度	現年度
取組内容	・財産調査を行うとともに、半年に1回程度居所の調査及び催告を行う。	

未収債権の目標及び具体処理策

所属	こども青少年局	課・担当	企画部青少年課(こども育成事業グループ)	債権整理番号(3ケタ)	230	債権名	塾代助成事業交付金返還金	債権区分	私債権
----	---------	------	----------------------	-------------	-----	-----	--------------	------	-----

1. 30年度の未収金残高目標の達成状況

過年度	B1	現年度	B1	合計(過年度+現年度)	B1	「A」… 目標を達成、「B1」… 取組は予定通り実施したが、目標は未達、「B2」… 取組を予定通り実施できず、目標も未達 「-」… 30年度途中に債権が新規発生したことにより目標設定していなかった場合など
-----	----	-----	----	-------------	----	---

2. 未収金残高の推移(実績及び目標)

(単位:千円)

	過年度分									現年度分							合計		
	前年度からの調定繰越額	年度中の調定変更額	調定額(過年度分)	徴収額(過年度分)	不納欠損額(過年度分)	未収金解消額(過年度分)	翌年度調定繰越額(過年度分)	過年度徴収率	過年度整理率	年間調定額(現年度分)	徴収額(現年度分)	不納欠損額(現年度分)	整理額(現年度分)	翌年度調定繰越額(現年度分)	現年度徴収率	現年度整理率	合計徴収率	合計整理率	年度末未収金残高
	ア =前年度のテ	イ	ウ =ア-イ	エ	オ	カ =イ+エ+オ	キ =ア-カ	ク =エ÷ウ	ケ =カ÷ア	コ	サ	シ	ス =サ+シ	セ =コ-ス	ソ =サ÷コ	タ =ス÷コ	チ =(エ+サ)÷(ウ+コ)	ツ =(カ+ス)÷(ア+コ)	テ =キ+セ
平28実績	60	0	60	30	0	30	30	50.0%	50.0%	0	0	0	0	0	-	-	50.0%	50.0%	30
平29実績	30	0	30	0	0	0	30	0.0%	0.0%	230	230	0	230	0	100.0%	100.0%	88.5%	88.5%	30
平30当初目標	0	0	0	0	0	0	0	-	-	0	0	0	0	0	-	-	-	-	0
平30実績	30	0	30	0	0	0	30	0.0%	0.0%	1,533	1,313	0	1,313	220	85.6%	85.6%	84.0%	84.0%	250
令和当初目標	0	0	0	0	0	0	0	-	-	0	0	0	0	0	-	-	-	-	0
令和努力目標	250	0	250	100	0	100	150	40.0%	40.0%	0	0	0	0	0	-	-	40.0%	40.0%	150
令和当初目標	150	0	150	150	0	150	0	100.0%	100.0%	0	0	0	0	0	-	-	100.0%	100.0%	0

3. 30年度決算における未収債権の状況(件数、未収金残高、債務者数)

(残高の単位:千円)

旧分類	回収債権									整理債権							合計 ①~⑯		
	③-C	③-D	③-E, F	③-G	①	②-A		②-B	③-H	④	⑨、⑩	⑧		⑤	⑦	⑥			
	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩	⑪	⑫	⑬	⑭	⑮	⑯			
強制公債	滞納発生直後のもの(督促状未送付のもの)	督促状送付後、各種催告中又は納付交渉中のもの	督促状送付後、各種処分に向けて、財産調査中又は行方不明等で所在など調査中	差押手続中のもの又は交付要求中のもの	差押え後、換価手続中のもの又は換価予定のもの	換価猶予等又は履行延期の特約等又は分納誓約により、分割納付中であり、現在の分割納付額で、10年以内の完納見込があるもの	換価猶予等又は履行延期の特約等又は分納誓約により、分割納付中であり、現在の分割納付額では、完納まで10年以上要するもの	換価猶予等又は履行延期の特約等により、債務者の資力回復を待つため、納付を猶予(期限延長)しているもの	換価猶予等又は履行延期の特約等又は分納誓約を行ったが、分割納付の履行が滞り、再度、納付交渉中のもの	換価猶予等又は履行延期の特約等	回収債権①~⑨計	差押えを行ったが、換価見込のないもの又は換価済だが、未収金が残りの回収見込みのないもの	所在など調査後、なお、行方不明等又は相続人調査後、なお、相続人が未確定であるが、停止の判断に至れていないもの	債務者の代理人から債務整理の委任通知が届いたもの又は債務者が破産手続中のもの	債務者が破産免責決定を受けたもの	法に基づく滞納処分の停止の決議を行っているもの	債務者が生活困窮中だが、債権の特性上、停止の決議を行えないもの	消滅時効期間が経過しているもの	整理債権⑩~⑯計
非強公・私債権			債務名義の取得のため法的手続中のもの	債務名義の取得後、強制執行中又は強制執行予定のもの							債務名義を取得したが、債務者の財産少額により、強制執行見込のないもの			法に基づく徴収停止の決議を行っているもの	債務者が無資力だが、納付交渉に応じず、履行延期の特約等を行えないもの				
過年度	件数	3								3								0	3
	残高	30								30								0	30
現年度	件数		5							5								0	5
	残高		220							220								0	220

【未収債権の件数及び債務者数並びに分類の考え方】
 ① 未収債権の件数は、原則、調定件数とする。調定をまとめて行っている場合は、事実上の債権の件数とする。(例: 毎月の定期給付債権の場合、1人の債務者につき、1年間で12件の債権が発生していることとなる。)
 ② 1つの債権に、連帯債務者や連帯保証人が設定されている場合であっても、調査票上、未収債権の件数は1件、債務者数は1人と考え、3の表は、未収債権の状況の進捗が最も進んでいる者の状況で分類する。
 ③ 債務者が死亡した場合、相続人が複数いる場合、相続割合に従い、債務が相続される(債務が分割して相続される)が、調査票上、未収債権の件数は1件、債務者数は1人と考える。それぞれの相続人で、未収債権の状況が異なっている場合、3の表は、相続された債務額の最も大きい相続人の状況で分類する。同額の場合は、未収債権の状況の進捗が最も進んでいる者の状況で分類する。
 ※ 未収債権の進捗状況 … ①→②→③ ⇒ 回収債権: (④→⑤) 又は ⑥ 又は ⑦ 又は ⑧ 又は ⑨ / 整理債権: { (⑩ 又は ⑪ 又は ⑫) → ⑬ } 又は ⑭ → ⑯

30年度末時点の債務者数	8	過年度件数計+現年度件数計=30年度年度末未収金件数	8
	人	過年度残高計+現年度残高計=30年度年度末未収金残高(上記2の表のテ)	250

4. 30年度の取組内容の検証など

	過年度	現年度
取組内容	早期完納を目指して引き続き課題の整理を進める。	未収債権の発生を抑制できるような業務フローを構築していく。
取組実績	丁寧な納付交渉と資料を送付により、未収者の納付意思を確認した。	未収債権の発生を抑制するよう業務フローを構築し、事務を進めてきた。また滞納者と個別に交渉し、納付意志については確認した。
課題	結果として完納に至らなかった。	フローを構築し、適切に事務をすすめたが、一部の高額滞納者を中心に完納に至らなかった。
改善策	引き続き丁寧な納付交渉を行って、完納を目指す。	滞納者へのアプローチをさらに前倒しできればなおよい。

5. 令和元年度の取組内容（1.「30年度の未収金残高目標の達成状況」及び4.「30年度の取組内容の検証など」の内容を踏まえて記載すること）

	過年度	現年度
取組内容	引き続き丁寧な納付交渉を行って、催告を実施し、完納につなげていく。	滞納者へのアプローチをさらに前倒しして実施することとする。